

「山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付要綱」別表

別表

事業の種別		補助対象経費	補助率
区分	小事業名		
1	林業労働従事者の就労条件の向上事業	労働災害補償保険の上乗せ補償共済掛金	1/2以内
2	林業労働従事者の労働安全衛生促進事業	(1) 特殊検診（蜂刺されアレルギー検査）事業	蜂刺されアレルギー検査受診料（ただし、対象経費は1人当たり2,415円以内とする。）
		(2) 蜂刺され対策事業	蜂刺され対策用エピネフリン自己注射器一式購入経費および医師による使用方法の指導料への助成（ただし、対象経費は1人当たり15,000円以内とする。）
		(3) クマ対策事業	クマ対策用スプレー購入経費助成（ただし、対象経費は1事業体当たり30,000円以内とする。）
3	林業労働従事者の技術向上事業	(1) 高度技能作業訓練促進事業	高度技能作業訓練受講者の日給（ただし、対象経費は1人1日当たり10,000円以内とする。）
		(2) 高度技能資格・免許取得促進事業	高度技能資格・免許の受講及び受験に要する経費
4	新規就労者の参入促進事業	奨励金	新規採用から2箇年以内・ （1年目：月1万5千円以内、2年目：月7千5百円以内）
5	林業労働従事者確保育成推進事業	林業労働従事者の確保を推進するための経費	10/10

別表5 林業労働従事者確保育成推進事業の補助対象経費は、「林業労働従事者の確保を推進するための経費」とあり、補助率は100%となっている。

（問題点及び改善策）

当該対象経費の規定には「林業労働従事者の確保を推進するための経費」とだけ定められ、その対象範囲が曖昧である。実際には、山梨県林業労働センターの事務費がその範囲であると思われるが、だとしたら、対象範囲を林業労働センターの事務費と規定した方がよいと思われる。

（参考）林業労働センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事が指定する林業労働力確保支援センターで、林業事業主の行う雇用管理の改善や事業の合理化並びに新たに林業に従事しようとする人達の就業を支援する組織。

No.34. 【意見事項】直近年度実績に基づく予算策定について

森林整備担い手対策事業費(基金事業)の予算策定において、所要業務日数を算定するに当たっては、直近年度の所要日数を根拠に予算策定すべきものと考えている。

（現状）

令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業費実績書は、以下のとおりとなっている。

令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業実績書

区分	小事業名	事業内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	補助対象 雇用主数 (人)	対象林業 従事者数 (人)
1 林業労働 従事者の就労 条件の向上事 業	(1)労働災害補償保険 の上乗せ補償共済 加入事業	労働災害補償保険上 乗せ補償共済掛金へ の助成	5,536,744	2,253,664	29	193
	小計		5,536,744	2,253,664	29	193
2 林業労働 従事者の労働 安全衛生促進 事業	(1)特殊検診(婦さされ アレルギー検査)事業	特殊検診(婦さされ抗 体検査)の受診料への 助成	197,855	80,527	19	83
	(2)婦さされ対策事業	婦さされ対策用ヒソアフ 自己注射器一式購入経 費及び医師による使用方 法の指導料への助成	1,099,000	447,327	20	106
	(3)クマ対策事業	クマ対策用スプレー購入 経費への助成	71,370	29,050	3	7
	小計		1,368,225	556,904	24	196
3 林業労働従 事者の技術・ 技能の向上事 業	(1)高度技能作業訓練 促進事業	高度技能作業訓練受 講者の日給補償への 助成	150,000	61,056	1	1
	(2)高度技能資格・免許 取得促進事業	資格・免許取得のため の講習受講料への助 成	2,007,358	817,064	19	37
	小計		2,157,358	878,120	19	38
4 新規就労者 の参入促進事 業	(1)新規参入促進奨励 事業	新規就労者の技術習 得期間中の奨励金の 助成	2,505,000	2,039,268	12	23
	小計		2,505,000	2,039,268	12	23
5 林業労働従 事者確保育成 推進事業	-	林業労働センター 事務費	8,000,044	8,000,044		
	小計		8,000,044	8,000,044		
	合計		19,567,371	13,728,000	37	388 (450)

上段は実数
下段は累計

上記は、令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業費の実績報告書であるが、その中の「5. 林業労働従事者確保育成推進事業」林業労働センター事務費につ

いての予算は、林業労働センターの労務費から一般社団法人山梨県森林協会業務と全国森林組合連合会受託事業の費用を差し引いて、それに事業主負担の社会保険料と諸管理費を加算して算定している。

その労務費の算定の際、総括・総務業務の労務費につき、事務局長と職員の業務日数に、(R5当初予算日額給与)を乗じることで、計算している。

当該業務日数は、平成26年度実績値の所要時間、文書数に基づいて算定されており、今から約10年前の実績に基づいて算定されている。

(問題点及び改善策)

当該業務に要する業務日数の実績が、約10年前の実績にもとづいて算定されているのは、多少年月が経ちすぎている。

森林整備担い手対策事業費(基金事業)の予算策定において、所要業務日数を算定するに当たっては、直近年度の所要日数を根拠に予算策定すべきものと考え

No.35. 【意見事項】実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付に当たり、林業労働センターの事務費の当該業務に関わった人件費の算定において、実際に業務に要した日数に基づいた実績報告をもって精算されたい。

(現状)

令和5年度山梨県森林整備担い手対策事業費の実績報告書の、「5. 林業労働従事者確保育成推進事業」林業労働センター事務費についての実績値算定につき、人件費の内、総括・総務業務が予算策定上使用された予算額がそのまま、実績値として報告されている。

予算上、総括・総務業務の人件費として、1,426,228円計上されているが、1円違わず、同額が実績値として計上されている。

林業労働従事者確保育成推進事業

(単位：円)

	R5年度 予算	R5年度 実績
①林業労働センターの事務費		
補助率積算内容		
100% 労務費		
雇用改善担当 支給合計	3,762,614	4,366,264
社会保険料事業主負担	589,852	999,700
雇用保険等	33,938	4,386,404
		-38,933
臨時職員(社会保険料事業主負担込)	2,820,020	
総括・総務 (R5当初予算日額給与) 所要日数 (* 1)		
事務局長	24864円 25日	621,600
職員A	17978円 20日	359,560
職員B	16484円 27日	445,068
		1,426,228
	①	8,632,652
一社) 山梨県森林協会業務	②	2,027,068
「緑の雇用」[森林の仕事エリアガイダンス]		
(全国森林組合連合会受託事業)	③	56,000
差引	④=①-②-③	6,549,584
振込手数料		62,549
郵送代		8,400
電話代		41,488
PCリース代(2台)		68,688
消耗品費		195,000
管理費等	⑤	1,179,070
	④+⑤	8,104,779
		1,246,861
		8,000,120
		↓
* 1) : 所要日数は、平成26年度実績値の所要時間、文書数に基づいて算定。		実績報告額 8,000,044

(問題点及び改善策)

実績の報告書には、当該業務に要した実績日数の報告があるわけでもなく、予算数値ありきの実績報告であることが問題である。

予算策定時においては、上記で記述したとおり、令和5年度当初予算日額給与に、当該業務に要する所要日数(平成26年度実績値の所要時間、文書数)を乗じて計算した人件費 1,426,228円を計上している。

そして、実績報告書においては、当該金額同額を実績値として報告している。

総括・総務業務に関しては、実際に所要日数が予算時と同日数であったかもしれないが、その実績報告はない。

山梨県森林整備担い手対策事業費補助金交付に当たり、林業労働センターの事務費の当該業務に関わった人件費の算定において、実際に業務に要した日数に基づいた実績報告をもって精算されたい。

No.36. 【意見事項】労務費算定についての合理的な計算方法に基づく報告について

林業労働センターに関する労務費の算定に当たり、当該従事者の人件費総額を、総労働日数に対する当該事業の労働従事日数の割合で算定した金額を実績として用いるなど、合理的な計算方法で報告するよう改善されたい。

(現状)

前述のように、令和5年山梨県森林整備担い手対策事業費の実績報告書において、その中の「5. 林業労働従事者確保育成推進事業」林業労働センター事務費についての予算は、林業労働センターの労務費から一般社団法人山梨県森林協会業務と全国森林組合連合会受託事業の費用を差し引いて、それに事業主負担の社会保険料と諸管理費を加算して算定している。

しかし、その実績の報告に当たり、林業労働センターに関する労務費の計算において、合理性を欠いた計算によっている。つまり、当該従事者は、「林業労働従事者確保育成事業」以外にも、雇用管理改善や、林業就業支援講習など一般社団法人山梨県森林協会業務なども行っているが、当該林業労働センターに関する労務費の算定方法は、当該他業務から収受した人件費相当分の補助金を差し引いて計算している。

(問題点及び改善策)

林業労働センターに関する労務費と言いながら、他事業の人件費補助で穴埋めされない人件費の残りを当該事業の実績としているが、適切な事務であるとは言いがたい。これだと、事業の実績の把握が困難で、当該事業の評価も適切に実施できない。

労務費の算定に当たり、当該従事者の人件費総額を、総労働日数に対する当該事業の労働従事日数の割合で算定した金額を実績として用いるなど、合理的な計算方法で報告するよう改善されたい。

3.2.19. 森林の担い手づくり強化対策事業費（林業振興課）

【事業の概要】

(1) 森林の担い手ステップアップ事業

林業に関する総合的な指導能力を有する現場管理責任者の育成強化を図るための「現場管理責任者育成研修」の開催。

(2) 林業経営体経営力向上事業

林業就業者の所得向上を図るための経営者を対象にした「林業経営体経営力向上研修」の開催。

(3) やまなしの林業魅力発信事業

林業への就業希望者の拡大を図るための「森林・林業体験ツアー」の開催と、林業への就業に意欲のある者に対し、林業の具体的な業務内容や職場環境などを知る機会を提供するためのインターンシップを実施した林業経営体に対する報酬の支払い。

【目的・法令根拠等】

林業に関する総合的な指導能力を有する現場管理責任者の育成強化を図り、就労者の技術向上を促進するとともに、意欲と能力のある林業経営体に集中して経営力向上に向けた取組を行い収益性の向上を図ることを目的とした事業である。

また、就業者の年齢構成の平準化に向け情報発信力を強化し、広く就業者の確保を図ることを目的とした事業である。

〈経緯〉

山梨県の森林において民有林内の人工林の約7割が木材として利用可能となり、本格的な伐採期を迎えている中、民有林整備の中核を担う森林組合では、従来からの造林・保育が業務の主体となっており、1組合当たりの生産量が全国平均の5分の1程度と、収益向上につながる木材生産への事業拡大が遅れている。

そのような中、持続可能な林業経営を実現し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図る「新たな森林管理システム」が平成31年4月から導入されたことから、その担い手となる林業経営体の強化や人材の確保・育成が必要となっている。

〈財源〉

森林環境譲与税基金

（令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を、森林環境税として、市町村が賦課徴収し、国は当該税収を財源として、「森林環境譲与税」として、市町村による森林整備の財源として、市町村と

都道府県に対して、一定の基準で按分して譲与する。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の施策に充てることとされている。

本事業は、山梨県に譲与された森林環境譲与税を財源として実施するものである。）

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：4,253千円

決算額：3,903千円

【具体的な目標】

具体的な数値目標等はなし。

【実施した監査手続】

- ・担当者へのヒアリング
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.37. 【意見事項】ツアー参加者の林業への就業状況等の事業成果の測定について

「森林・林業体験ツアー」への参加者について、実際の林業への就業者や就業率などを検証し、事業成果の確認をしておくことが望まれる。

(3) やまなしの林業魅力発信事業については、「森林・林業体験ツアー」に参加した学生、一般人について、今後、実際の林業への就業者や就業率などを検証し、事業成果の確認をしておくことが望まれる。特に、森林環境譲与税を財源としていることから、支出が適正かどうかについて検証が必要とされる。

3.2.20. しいたけ原木等確保資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

山梨県特用林産協会を通じて各森林組合にしいたけ原木等の確保に必要な資金の貸付を行う。

(1)貸付先

山梨県特用林産協会

(2)貸付期間

1年(単年度)

【目的・法令根拠等】

木材価格の長期低迷などにより林業の収益性が著しく低下するなか、山村地域の所得向上を図るため、特用林産の振興を図る必要がある。

しいたけ等のきのこ栽培に必要な優良原木等の確保と安定供給を図る。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：4,000千円

決算額：4,000千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.21. 県産材流通活性化事業資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

県内3原木市場（山梨県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、甲斐東部材産地形成事業協同組合、南部町森林組合）等への県産材流通活性化のため、運転資金を貸し付ける事業。

(1)貸付先

県森連(他は県森連から転貸)

(2)利率

年1.8%

(3)期間

1年

(4)内容

①売掛債権取引制度

原木販売時に、購入者から売掛金回収に要するタイムラグ解消のための資金

②内渡金制度

原木出材者に対し、出材した原木を担保に内渡金による売買成立までの代替え払い資金

③集荷配達制度

運送業者と原木集出荷の通年契約を行い、運送経費の低コスト化を図るための経費

④市場機能制度

原木を径級別に仕分けるはい積みを行う人件費や燃料費等

⑤カラマツ等流通促進資金制度

森林組合等に対するカラマツ等原木の購入・出荷のための経費の貸付

【目的・法令根拠等】

(目的)

県内3流域ごとに配置されている原木市場等の機能を強化し、出材取引量を増加させる。特に県森連原木市場には、県産カラマツ材等の流通を促進するため、カラマツ等流通促進資金を貸し付ける。

(法令根拠等)

県産材流通活性化事業資金借用証書・特約事項

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：180,000千円

決算額：112,000千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

- ・担当者に対する質問
- ・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.22. やまなしの木マーケット開拓事業費〔BP 枠〕（林業振興課）

【事業の概要】

(1) 県産材需要拡大推進事業

東京圏への販路拡大のために、県産材を用いた木塀などの外構製品や建物の内装製品等の PR 用試作品の作成や、作品の PR 活動経費（出展料）等に対して補助するもの。

(2) 県産材販路開拓事業

海外への販路開拓のために、県産材製品を取り扱う事業者による県産材製品の海外の展示会への出展に対して補助するもの。

【目的・法令根拠等】

〈目的〉

東京圏への販路拡大には、ニーズに合った製品が不可欠であるが、製品開発には一定のコストが必要であるほか、契約につなげるためには民間主導の商業ベースでの展示会等における PR が必要になり、展示会の出展には、高額な出展料を伴うなど、県内事業者にとって大きな負担となっていることから、それらの費用の補助を行う。

また、海外販路開拓に興味を示す県内事業者は存在するが、商機の有無、相手方との商取引のルールやリスクといった輸出に関する情報及びノウハウが不足しており、実際に県産材の輸出の事業化はほとんど進んでいないことから、海外の展示会への出展費用の補助を行う。

〈経緯〉

令和元年度の森林環境譲与税の交付開始などを背景に、東京都ではブロック塀から木塀への代替対策や国産木材利用拡大事業の予算の確保がなされるなど、国産木材利用への需要が高まっているが、県産材の販路は脆弱なままである。

また、日本の木材輸出額は、令和 2 年度で約 357 億円と、平成 26 年当時の約 2 倍となるなど、海外において国産材の需要が高まっているが、県産材の販路は未開拓の状況となっている。

〈法令根拠〉

- ・ 県産木材試作品開発等事業費補助金交付要綱
- ・ 山梨県県産材販路開拓事業費補助金交付要綱

〈財源〉

森林環境譲与税基金

（詳細については、「森林の担い手づくり強化対策事業費」における説明を参照）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：2,000 千円

決算額：1,747 千円

【具体的な目標】

具体的な数値目標等はなし。

【実施した監査手続】

- ・ 担当者へのヒアリング
- ・ 関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.38. 【意見事項】将来施策に向けた応募事業者数低迷の原因分析について

今後、県産材の海外マーケット向けの販促事業を再開する場合は、今回応募者数が低迷したことについてその原因の分析把握をされたい。

県産材販路開拓事業については、令和 5 年度は、補助事業への応募事業者が無かったことから当該予算分を減額補正されており、当該事業は令和 5 年度をもって廃止されている。今後の国内外の木材市況の状況次第ではあると思われるが、今後、県産材の海外マーケット向けの販促事業を再度実施する際には、今回の実施事業にて応募事業者数が低迷した原因等を分析把握し、活かすこととされたい。

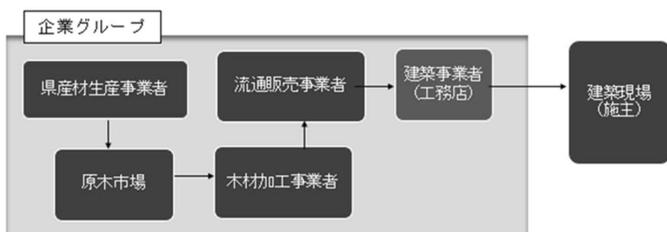
3.2.23. 県産材供給システム強化対策事業費（林業振興課）

【事業の概要】

県産材の流通体制を構築する企業グループ（素材生産や製材工場、工務店などで構成）の建築用材供給実績に応じて補助金を交付する。

補助単価（構造材等 15,000 円/㎡以内、内装材 2,000 円/㎡以内、県産材認証 10,000 円/件以内）に県産材を用いた製材品使用量等乗じて補助額としている。

令和 5 年度は企業グループが 7 団体ある。



建築現場への県産材の供給量に応じて補助額を決定する。

なお企業グループによっては構成員が上記全ての事業者を含まないものもある。建築事業者以外は県内に事業所を有するものに限定されている。

【目的・法令根拠】

（目的）

森林資源の活用による林業の成長産業化の実現のため、地域で生産された木材を地域内において付加価値の高い製材品として加工。

供給ルートを強化し、県産材を安定供給することにより木材需要の多くを占める建築用材における県産材の需要拡大を図ることが目的となる。

（法令根拠）

- ・山梨県県産木材利用促進条例
- ・やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱
- ・やまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：17,810 千円

決算額：15,378 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である林業振興課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.24. 木質バイオマス利用促進施設等整備事業費補助金（林業振興課）

【事業の概要】

木質バイオマスエネルギー利活用促進を図るため、木質バイオマス利用促進施設等の整備を支援する。

効率的に未利用間伐材等（伐採時に生じる枝や根株、曲がり材などの未利用材）をチップ化して安定的に木質バイオマス燃料として供給する施設の整備を行う事業者に対して、施設整備に要する経費の一部を補助する。具体的には、木質バイオマス発電所へのチップ燃料供給を行う事業者に対する、未利用間伐材等をチップ化する移動式チップパー等の導入資金への補助である。

山梨県は平成26年3月に「山梨県木質バイオマス推進計画」を策定し、これまで林内に放置されてきた未利用材の有効利用を促進しているが、安定供給できる体制づくりが重要である。

木質バイオマスの利用促進は新たなエネルギー政策の一つとして国の推進する事業であり、本補助事業については、国の補助金を活用し、県を通して支給するいわゆるトンネル補助金である。

補助率：

施設整備にかかる経費の15%。ただし発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合は1/2となる。

なお、令和5年度は1件の補助金採択があり、令和2年度以来の採択となった。県内の事業者数自体が少ない上、チップパー等設備自体が1台数千万円はするため最大2分の1の補助とはいえ利用する県内事業者は限定されるものと思われる。

【目的・法令根拠】

(目的)

未利用間伐材等を有効活用し、木質バイオマスエネルギー利用拡大を図る。

(法令根拠)

- ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領
- ・山梨県木材産業等競争力強化対策事業実施要領
- ・山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：82,900千円

決算額：82,900千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である林業振興課担当者へのヒアリング及び関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.25. 未利用材活用促進事業費（林業振興課）

【事業の概要】

未利用材の資源利用を促進するために、林業事業者に対して、林内に残されている未利用材（末木枝条等）を積み込み、運搬する費用等を助成する。

【目的・法令根拠等】

〈目的〉

皆伐や収穫間伐施業地において、伐採や造材時に発生する端材、末木や枝条等は、林地に残置されているが、これらを収集し、運搬してチップ化することで、木質バイオマス資源として活用できることから、積み込み、運搬等の経費の補助を行い、未利用材の再生可能なバイオマス資源としての有効利用を進め、脱炭素社会や2050年カーボンニュートラルの実現、地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

〈経緯〉

伐採や造材時に発生する端材、末木や枝条等の積み込み、運搬等には経費が発生し、採算が取れないため林地に残置されて、活用されていない状況にあった。

山梨県内では、現在3カ所の木質バイオマス発電所が稼働しており、今後、木質バイオマス発電燃料用の木材の需要が増大するため、未利用材のバイオマス資源としての利用を促進することが必要となっている。

〈法令根拠〉

- ・山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱

〈財源〉

森林環境保全基金

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：25,000千円

決算額：22,296千円

【具体的な目標】

具体的な数値目標等はなし。

【実施した監査】

- ・職員へのヒアリング（中北林務環境事務所への往査を含む。）
- ・関係書類の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.39. 【意見事項】減額変更についてその要因等の把握、記録について

補助金減額申請があった場合、事業者に対してその理由をヒアリングし、内容を記録、データベース化していくことで、当初申請時での申請額（材積見込）の妥当性判断において、有用な判断材料となることが期待できる。

（現状）

往査対象とした中北林務環境事務所での当該補助金交付実績を把握した結果、交付先8社のうち1社について、以下の状況が把握された。

交付申請及び決定額：1,950,000円（R5.5.30 交付申請 R5.7.6 交付決定通知）
補助金変更承認申請額：900,000円（R5.12.28 変更交付決定通知）
実績報告に基づく交付確定額：900,000円（R6.2.26 交付額確定通知）

当該変更承認申請は、実際の運搬見込材積が当初申請時の運搬予定材積に満たないこととなったため、当初交付決定額について減額変更されたものである。

ここで、申請者の過大申請を防止し、適切な水準の交付申請額を担保するため、県としては事業者の交付申請時に過去の運搬実績に基づく申請内容であるかなどを確認している。

（問題点及び改善案）

運搬材積の実績が当初申請時の見込みに満たない交付事業者が多数発生した場合、当該補助金を必要とする他の事業者に行き渡らない可能性もあり、結果として未利用材の木質バイオマス資源の活用促進という事業目的のための経済的支援が不十分になってしまうことが懸念される。

この点、前述のとおり県としては過大な申請を防ぐため、過去の運搬実績に基づく申請額であるかなどを確認しているため、今回の減額申請はあくまでイレギュラーなものと同様に推察されるが、例えば、減額申請があった事業者に対してその理由をヒアリングし、内容を記録、データベース化していくことで、当初申請時での申請額（材積見込）の妥当性判断において、有用な判断材料となることが期待できるものと思料する。

3.2.26. 新たな森林空間の活用事業費（県有林課）

【事業の概要等】

① 新たな森林空間の活用事業費の概要

県有林課が所管する事業の一つとして、新たな森林空間の活用事業費は、次のような事業目的等に基づき、令和4年度から予算化されている（「細事業説明書」より引用。以下この項につき同様。）。

「山梨県が有する豊かな森林空間を活用し、世界的に注目を集めているMTB（マウンテンバイク）のコースを整備し、本県の県有林をMTBの聖地としていく。」

「MTBに関する有識者、県、市町村等が参画する協議会で、コース整備やルール設定、ライセンス制度の導入等を検討し、森林公園や森林文化の森において、コースを整備していく。」

② 予算化の状況

[令和4年度：2,270千円]

- ア. MTBに関する有識者、県及び市町村等が参画する協議会開催
- イ. 協議会の中で、コース整備やルール設定、ライセンス制度の導入等を検討
- ウ. 森林公園や森林文化の森におけるコース整備

[令和5年度：80,116千円]

- ア. MTBコース設置運営について有識者と検討
- イ. 武田の杜MTBコース測量設計業務委託
- ウ. MTBコース・付帯設備整備費

③ 協議会等の開催状況

ア. やまなしMTB推進協議会

やまなしMTB推進協議会は、事務局を林政部県有林課とし、協議会には構成員10団体、分科会には各市町村、地域のMTB団体及び林業団体が参加している。協議会の構成員であるMTB団体（団体A：代表B氏）は、「MTB利用実態に精通」する者として参加している。

イ. MTB コース設置検討会の開催状況

MTB コース設置検討会は、次のような目的等に基づき、令和5年度で3回開催されている（県有林課からの入手資料から抜粋。）。

〔目的〕

県有林を活用したMTBコースの整備に当たり、設備の効果的な運用や効率的な維持管理方法について、有識者との現地立会や意見交換を綿密に実施することにより、次年度以降のコース完成後速やかに事業を開始する体制整備の検討を行う。

〔対象者〕

MTBに関する有識者（株式会社C社：代表取締役B氏）

〔検討内容〕

- ① MTB 利用上のルール
- ② 整備後の維持管理方法
- ③ 運営方法 等

〔実施方法〕（計画4回⇒実績3回）

4月28日：現地視察、MTBコース対象エリアの確認

6月26日：コース設計をもとに運営方法、整備後の維持管理方法について検討

12月21日：検討内容のとりまとめに当たっての助言

〔検討費用〕（計画ベース）

謝金：@6,500円×4回=26,000円

旅費：@2,640円×4回=10,560円

【実施した監査手続】

新たな森林空間の活用事業費に係る事務事業の監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 新たな森林空間の活用事業費に係る予算関連資料を入手し、事業内容及び予算科目執行状況等の説明を県有林課から聴取した。
- ② 中北林務環境事務所にて現場往査し、新たな森林空間の活用事業費に係る予算執行状況等に関する説明を聴取し、予算執行に係る契約書等一式を閲覧分析して、監査要点に関連する質問を行い、回答を得た。

【指摘事項又は意見事項】

No.40. 【指摘事項】新たな森林空間の活用事業費について

令和5年度に新たな森林空間の活用事業費で執行した事務事業の中には、①MTBコース設置検討並びに②武田の杜MTBコース測量設計業務委託及び③MTBコース整備が含まれるが、①に関連する「MTBコース設置・検討」（以下「検討会」という。）の有識者と③の請負業者の構成員（一次下請の2法人のうちの一つ）が同一法人であった。

①の検討会における業務の中で、③の発注事案の基礎となる特記仕様書に対して当該有識者から意見聴取を行っている。そして、検討会の有識者就任中に③のMTBコース整備に係る元請の一次下請業者となっている事実が把握された。

このような事実に関しては、外観的にも利害関係が疑われるものであり、また、公正な競争を確保する観点からも問題である。

当該事案のように同一法人が特記仕様書に直接関わり、そのことが建設工事請負契約の下請業者に指定される規定の追加につながる事案がどのような経緯で発生したのかについて事実関係の精査を踏まえ、内部統制上の不備等が発生しないための対応策を早急に検討されたい。

（現状）

令和5年度に新たな森林空間の活用事業費で執行した事務事業については、県有林課が所管する事業のひとつとして、武田の杜に新たに設置するMTBコースの整備費等であり、中北林務環境事務所が業務委託や工事請負契約等の実務を行っている。

令和5年度における予算内容は次のとおりである。

[令和5年度武田の杜 MTB 整備費予算]

(単位：千円)

No	事業費	予算額	内 容
①	コース設置検討費	37	利用上のルール、コース管理の方法など有識者と検討
②	測量設計委託費	13,079	林間コース、スキルエリアの設計
③	コース整備費	43,000	コース・スキルエリア整備、コースへのアクセス道改修
④	付帯設備整備費	24,000	案内板設置、休息場所整備等
合 計		80,116	—

(注：県有林課からの予算関連資料)

当該事業が開始された令和4年度には、林政部県有林課が事務局となり、「やまなし MTB 推進協議会」を運営している。その構成員 10 団体の中に、「MTB 利用実態に精通」している MTB 団体として、MTB コースの運営等を行っている団体 A (代表 B 氏) が参加している。

武田の杜の第2広場を中心に、初級から中級の間の者を対象とした林間コースとスキルエリアを新設整備するために、有識者等から意見を聴いている。その中で MTB 有識者の発言に関する項目を次に引用する。

[MTB コースの設計]

○ MTB 有識者：団体 A

- ・ 北斜面は施工上の課題が多い。
- ・ 利用者が怪我をした場合の救護についての配慮も重要 (管理センターからのアクセスが良い場所であること。)
- ・ アクセスや施工上の課題を考えると、第2広場周辺が候補。
- ・ 第2広場にスキルエリアを、その周辺に林間コースを整備することは可能。
- ・ 第2広場は、施工法に優れる上、将来の維持管理も容易。

[民間施設との棲み分け]

○ MTB 有識者：団体 A

- ・ 民間で整備される MTB コースは主に中級以上のコース。
- ・ 初級者が気軽に MTB に取り組める環境は十分とは言えない。
- ・ 県が初級等新規ユーザーを受け入れる施設を整備することは、民間コースへの良い波及効果を生むものと考え。

(問題点及び改善策)

新たな森林空間の活用事業費の内容を検証していくと、団体 A の代表が経営する株式会社 C 社が、令和4年度においてはやまなし MTB 推進協議会の構成員として、また、令和5年度においては「MTB コース設置・検討」における「MTB に関する有識者」として、参加している。

特に、当該法人は、令和5年度の「MTB コース設置・検討」において、「施設の効果的な運用や効率的な維持管理方法について、現地立ち合いや意見交換を綿密に実施」する目的で、年間3回の会議に参加していることが分かる (【事業の概要等】③イ. を参照。)

この会議では、次の3点が検討されている。

[検討内容]

- ① MTB 利用上のルール
- ② 整備後の維持管理方法
- ③ 運営方法 等

また、3回の開催時期と検討内容は次のとおりである。

[開催時期及び検討内容]

第1回 (4月28日)

- ① コース及びスキルエリア設置範囲について
- ② 武田の杜のコース利用方法やルールについて
- ③ ②を踏まえた、休憩舎や案内板、注意喚起看板などの設置場所・内容について
- ④ 工事発注時及び施工時に留意すべき点について

第2回 (6月26日)

- ① 林間コース (本数と線形、延長、幅員) について
- ② スキル (位置、内容、範囲) について
- ③ 工事発注に計上する項目と内容について
- ④ 工事の特記仕様書に記載する項目について
- ⑤ コースの構造と維持管理方法について
 - ・ コースの浸食防止対策
 - ・ 維持管理の体制
- ⑥ その他
 - ・ サイン設置について

- ・ レンタルバイクについて
- 第3回（12月21日）
- ① 県有林内のMTBコースの整備状況
 - ② 供用開始後の各関係者の役割
 - ③ 利用の流れ
 - ④ コースレベルの定義と利用者レベルの判断
 - ⑤ その他
 - ・ オープニング・イベント
 - ・ 講習会
 - ・ リーフレットの作成
 - ・ MTBのレンタルについて
 - ・ 施設の名称

これら3回の会議全てに当該法人の代表者は参加している。その際に県からは謝金等が支払われており、法人としての参加であることを理由に、謝金に対する源泉所得税の控除は行われていない。

また、これら3回の検討会での審議内容は、中北林務環境事務所が令和5年度に発注した測量設計委託費やコース整備費・付帯設備整備費に直接関連するものが把握される。特に、第1回と第2回の検討内容には、測量設計委託や工事請負契約の仕様内容に関わる内容が少なからず含まれる。

一方、令和5年度において、「武田の杜マウンテンバイクコース等整備工事」は、中北林務環境事務所の所管で、次のとおりの内容で発注されている。

- ① 工事名 武田の杜マウンテンバイクコース等整備工事
- ② 工事場所 甲府市山宮町地内外
- ③ 工期 着手：令和5年9月5日 完成：令和6年3月15日
- ④ 契約額 63,250,000円（消費税等込み）
- ⑤ 契約担当 中北林務環境事務所 所長
- ⑥ 請負者 株式会社D社
- ⑦ 一次下請
 - ア. 有限会社E社
 - ・ 請負金額 5,940,000円
 - ・ 工事内容 MTBコース整備工、接続道路整備工、看板設置工
 - ・ 工期 令和5年10月10日～令和6年2月28日
 - イ. 株式会社C社
 - ・ 請負金額 4,200,000円

- ・ 工事内容 MTBコース整備工事
- ・ 工期 令和5年10月5日～令和6年3月15日
- ・ 下請施工体系図提出 令和5年10月2日
（下線は監査人が付したものである。）

「武田の杜マウンテンバイクコース等整備工事」の元請業者が選定した一次下請の2者のうち、「株式会社C社」は、令和5年10月2日付けで注文請書（技術管理）を元請け業者と交わしていることが分かる。そして、元請業者が県に提出した「施工体制台帳」の「下請負人に関する事項」を見ると、当該会社は「建設業の許可」の欄は空欄となっている。

このことに関しては、当該建設工事請負契約書（令和5年9月4日付け）の特記仕様書第30条その他に、次のとおり記載されている。

「マウンテンバイクコースについて
マウンテンバイクコース、スキルアップエリアに関する工事は、マウンテンバイクコース等の施工実績があるトレイルビルダーが施工管理を行うこと。」（下線は監査人が付したものである。）

また、【施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】の「発注者に提出する書類」のチェック欄には、建設業許可業者のチェック項目（⑨、⑩）には、チェックがないが、「⑤別紙-4チェックリスト（下請分）【建設工事の従事者に関する事項のチェックリスト】、⑪下請負人の当該建設工事の従事者に関する事項（作業員名簿等）」にはチェックが付されている。

一次下請の株式会社C社は、建設業許可はないが、特記仕様書第30条に明記されている「施工管理」を行うことから当該工事に参加しているものと理解できる。

この特記仕様書第30条の規定は、前記したMTB設置検討会の第2回（6月26日）での検討事項「④工事の特記仕様書に記載する項目について」で次のように記録されている事項に関連しているものと考えられる。

- 「・ B氏（株式会社C社代表取締役）が作成した特記仕様書については、コース設定の考え方の参考にすが、証明することが困難な項目もあるため、発注者側で精査し、必要に応じて修正する。
- ・ 特記仕様書には、トレイルビルダーに係る項目を明記する。」（下線は監査人が付したものである。）

このように明記された検討内容に基づき、上記の特記仕様書第30条が追加されたものと考えられる。

ここで、MTBコース設置検討会の有識者に株式会社C社を選定した理由としては、次のとおり、「有識者選定理由」（抜粋）に記載されている。

「有識者として選定したB氏は、・・・山梨県におけるマウンテンバイク事業のパイオニアであり、代表を務める（株）C社はコースの選定や設計、整備を手がける数少ない法人化された事業者であるとともに、県内で行政から受注を含む複数のマウンテンバイクコース整備実績を持つ唯一の事業者である。」（下線は監査人が付したものである。）

以上の経緯を具体的に検討すると、「MTBコース設置・検討」の有識者であるB氏（株式会社C社代表取締役）が第2回目の会議で述べた「特記仕様書へのトレイルビルダーに係る項目の明記」により、特記仕様書第30条の「マウンテンバイクコース等の施工実績があるトレイルビルダーが施工管理を行うこと。」の規定が追加されており、県内外に複数活躍するトレイルビルダーの中から、株式会社C社が、当該整備工事の施工管理を受注している実態については、外観的にも利害関係が疑われるものであり、また、公正な競争を確保する観点からも問題である。

このような結果になることを避けるためには、検討会の有識者に就任し、MTBコースの整備工事の特記仕様書に関与した委員は、実際に当該工事に直接関わることを制限する仕組みを検討する必要があると考えられる。少なくとも、元請業者が、県へ施工体制台帳を提出した際に、株式会社C社を一次下請業者として選定したことが把握できたことから、利害関係や公正な競争の面から問題がないかどうかを検討すべきであったと考える。

したがって、このような特殊な事態が発生した事実の精査と発生原因、問題の所在などを特定することについて発注者側で検討し、内部統制上の不備等の問題として把握すべきである場合、その是正・対応策を早急に検討されたい。

3.2.27. 保安林整備受託事業費（治山林道課）

【事業の概要】

- ・民有林とは、国有林以外の森林を指し、所有者が個人や会社である私有林と、所有者が自治体等である公有林に分類される。
- ・水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備といった公益的機能発揮のために、国は民有林を保安林指定することができる（森林法第25条）。なお保安林指定は、保安林の種類によって農林水産大臣の告示によるもの（重要流域内の第1号から第3号までの保安林）と、県の告示によるものがある。
- ・当該事業は、このうち国の権限に基づく保安林にかかる指定に向けて、国の委託を受けて県が森林調査を実施し、保安林指定調書を作成する事業である（地方自治法に基づく法定受託事務）。
- ・民有林を保安林指定することで、森林の保全や適切な森林施業の確保を図り、水源のかん養や災害の防備等の公益的目的を達成するものである。
- ・保安林の指定は、県が保安林指定調書を作成したのち、農林水産省に指定の申請をし、国からの告示により最終的に保安林指定が確定する。県ではその後、保安林として保安林管理台帳へ本登録する。
- ・保安林指定がされることによって適切な管理が可能となるのみでなく、所有者にとっては固定資産税等の課税上の優遇や政策金融公庫の融資といったメリットもある。
- ・所有者不明の森林については固定資産税負担者等で所有者を追跡し、その同意を得ることとしている。
- ・また当事業では、上記のような「保安林指定調査」のほか、既に保安林指定されている森林について、地積や所有者等の現況の実態調査を行い、その調査結果に基づき、保安林台帳を最新の情報にする「適正管理調査」の業務も行っている。
- ・予算の制約もあり、各出先機関（県内4カ所）でおおよそ1件ずつの保安林指定調査を実施している。適正管理調査については各出先機関で毎年持ち回りとなっており、各々が数年に1度数カ所の実施箇所を選定している。
- ・財源については国庫委託金を特定財源としている。法定受託事務である当該業務は国の業務として業者に調査業務を再委託し、その費用を国に請求する形式となる。
- ・具体的な事業費としては、衛星デジタル画像を用いた保安林管理のための備品購入、保安林調査から指定調書作成の業務の委託費となる。

【目的・法令根拠】

(目的)

森林法に基づく民有保安林の整備管理が事業の目的となる。

民有林を保安林に指定し、森林の保全や適切な森林施業の確保を図ることによって、水源のかん養や災害の防備等の公益的目的を達成する。

適切な施業が実施されない場合、土砂流出等による被害の可能性がある。

(法令根拠)

- ・森林法第 25 条
- ・森林法第 196 条の 2
- ・森林法第 39 条の 2

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：12,577 千円

決算額：12,572 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である治山林道課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.41. 【意見事項】保安林の指定について

保安林の迅速な指定が望まれる。

(現状及び問題点)

令和 5 年度に調査を実施し完了した指定調書に基づき農林水産省へ申請した指定について、往査時の令和 6 年 11 月下旬において保有林台帳が作成されていな

いものがある。これは国の告示がなくいまだに保安林指定ができていないため、指定番号がなく台帳が完成されないためである。

治山林道課としては指定調書作成後おおよそ速やかに指定申請をしており責めに帰すところではないが、農林水産省が審査を行い指定のための告示をするのに 8 か月以上経過していることになり、通常の事務処理の期間としては多少時間を要していると考ええる。

(改善策)

標準的な処理期間の定めはないが、保安林指定は適切な治山事業をするために必要でありまた所有者の課税負担等にも影響するところであり、迅速な対応が必要である。国の受託事業とはいえ国と都道府県が一体として保安林指定を実施する事業である以上は、国との情報連携により迅速な保安林指定を目指すべきと思われる。

3.2.28. 林道事業調査業務費（治山林道課）

【事業の概要】

- ・林道は、木材生産のみでなく、山村地域の生活道路、山岳観光地へのアクセス道路、災害発生時の迂回路の役割もあり、適切に管理する必要がある。
- ・県は令和元年度に策定した山梨県林内路網整備計画により、毎年度 10 km の林道整備を行うこととしており、必要となる新規路線の整備を積極的に行っている。
- ・この林内路網整理に向けて全体計画の作成や測量設計などの調査業務を行うのが当該事業である。
- ・現在、林内路網の骨格となる森林基幹道の継続的な整備は完了しつつあり、今後は支線となる森林管理道、林業専用道の新規計画に移行していく。
- ・ただし事業化前であるため国補財源を使うことができず、事前調査や全体計画の作成、測量設計に係る予算の確保が課題となる。
- ・林道の新規拡大や補修のための全体計画調査や測量設計業務については専門性が高い業務であり、特定の資格や専門的能力を持つ外部事業者に委託する。
- ・この林道調査には、例えば橋梁の PCB 除去・補修といった林道事業にかかる緊急性のある箇所の調査対応も含まれる。
- ・なお森林内の林道等の路網は、①一般車両の走行を想定した幹線となる「林道」②10 トン積トラックの走行を想定した支線となる「林業専用道」③林業機械の走行を想定した分線となる「森林作業道」に分類される。

【目的・法令根拠】

(目的)

林道を計画的に整備することで、森林資源の循環利用を推し進める。

(法令根拠)

特になし。

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：12,926 千円

決算額：12,926 千円

【具体的な目標】

山梨県林内路網整備計画における目標：10 年間で 100km の林道の路網整備

【実施した監査手続】

本庁所管課である治山林道課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.29. 治山事業調査業務費（治山林道課）

【事業の概要】

- ・ 治山事業は森林法及び地すべり等防止法に基づき実施されており、森林整備保全事業計画に基づき計画的に推進することとしている。
- ・ 特に平成 29 年度以降、山地災害は激甚化の傾向にあり、近年では今まで災害が起こらなかった箇所でも発生することもあり、治山事業に関しては新規計画箇所が増加傾向にある。
- ・ 特に山梨県の急峻で地質が脆弱な山地での災害を防止し安全を確保するためには、計画的な整備が重要である。
- ・ 国の事業（国補事業）として令和 6 年度に治山事業を予定しており、その事業化の前に、当該事業において全体計画の作成や測量設計を行うものである。
- ・ 具体的には、コンサルティング会社や測量会社に対する調査委託料が中心となる。
- ・ 特に全体計画の作成等は専門的な技術や技能が必要であり一定の資格者を有する特定の業者に委託する形となる。
- ・ 財源は治山事業が事業化前のため一般財源によらざるを得ない。委託業務にかかる予算の確保は当該事業の課題と言える。

・ 調査は危険箇所を選定して行うが、危険箇所は以下の 3 つの種別に分類される。

崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出し、災害が発生する恐れのある地区。

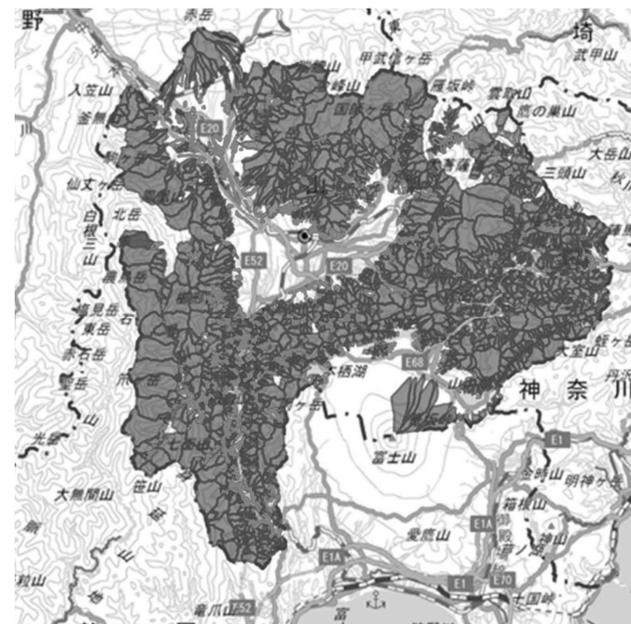
山腹崩壊危険地区

山腹崩壊による災害が発生する恐れのある地区。

地すべり危険地区

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区。

なお山梨県は上記 3 地区を合計すると下図色塗り箇所ようになる。（令和 6 年 11 月末現在）



・ さらに、林野庁の公表基準に従い、危険度を A、B、C の 3 段階でランク分けをしている。

・ 年間およそ 15 件を調査対象に指定している。往査対象とした峡南林務環境事務所では、3 件（3 箇所）の調査を実施している。なお同事務所管内では山地災害危険地区は 1,164 箇所である。

往査対象とした峡南管内山地災害危険地区数（令和 6 年 11 月現在）

種別	危険度 A	危険度 B	危険度 C	計
崩壊土砂流出危険地区	525	243	26	794
山腹崩壊危険地区	194	110	21	325
地すべり危険地区	40	3	2	45
計	759	356	49	1,164

山梨県全体の山地災害危険地区数（平成 29 年度末現在）

崩壊土砂流出危険地区	2,586
山腹崩壊危険地区	846
地すべり危険地区	57
計	3,489

※山梨県ホームページより

・調査対象の選定方法：

県内の危険度 A かつ未着手、保全対象 50 戸の箇所およそ 100 箇所のうち、地元住民の要望、市町村等各所の意見を確認して 15 件程度を選定する。なお令和 5 年度に選定したものは危険度 B が複数あり、箇所の緊急性も考慮する。

【目的・法令根拠】

（目的）

増加する山地災害の復旧や未然防止に確実に取り組むため、国の事業採択の前年度中に設計図書を作成し、国の承認を得て迅速に工事に着手するため調査を実施する。

（法令根拠）

森林法第 40 条、41 条

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：68,011 千円

決算額：68,011 千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

本庁所管課である治山林道課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.42. 【意見事項】危険地区箇所情報のより積極的な情報開示について

事業成果の一つの公開指標として、調査による治山事業が新規着手されることにより、未着手である危険地区が解消される推移状況と中長期的な目標を治山林道課ホームページに明記の上、情報リンクを行うなど、情報を容易にアクセスできるようにすることが望ましい。

調査はのちの治山事業を前提として実施するものであるため、その治山事業の結果危険地域がどの程度縮減されたかというデータは、調査事業の成果を表す一つの指標と思われる。この点、危険地区の全体的な推移は各政策の指標とされ、他のホームページで掲載されているものの、治山林道課ホームページから各政策目標への情報リンクがなされていない（治山林道課ホームページには平成 29 年度末の危険地区数のみ記載）ため、調査事業の効果が十分であるか、より予算付けをすべきか、という判断がただちに判断しがたい状況にある。

危険地区箇所の情報は県民にも関心が高い点からも、積極的な情報開示が望まれる。

3.2.30. 恩賜林保護組合連合会事業費補助金（森林政策課）

【事業の概要】

山梨県恩賜林保護団体を統括する恩賜林保護組合連合会の円滑な運営を図り、恩賜林が保有する諸機能の維持や被害防止、普及啓発等の効果を上げる。

（補助先概要）

公益社団法人山梨県恩賜林保護組合連合会

（所在地）

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目5番4号

舞鶴城公園内

（事業内容）

1. 公益目的事業

恩賜林の保護管理、保育及び森林の公益的機能の普及啓発等のため次の事業を実施する。

（1）林政推進事業

ア：恩賜林に関するパンフレット、恩賜林由来看板等の作成やホームページの更新

イ：鳥獣標本の貸出事業

ウ：森林の被害防止等

エ：林政推進

（2）恩賜林保護管理助成事業

ア：保護管理助成事業

（3）林業振興基金貸付事業

ア：振興基金貸付事業

イ：部分林及び植樹用貸地の保護育成

2. 収益事業

恩賜林記念館の管理運営のため、次の事業を実施する。

（1）事務室会議室の賃貸事業

ア：事務室賃貸事業

イ：会議室賃貸事業

3. その他事業

会員相互の連携と組織強化を図るため次の事業を実施する。

（1）会員向け運営助成事業

ア：会員向け運営助成事業

イ：保護団体の育成指導

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜林保護組合連合会事業費補助金交付要綱

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：7,872千円

決算額：7,872千円

【具体的な目標】

特になし。

【実施した監査手続】

・担当者に対する質問

・関連資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.31. 松くい虫被害調査費（県有林課）

【事業の概要】

病虫害対策は、発生初期段階での対応が効果的であり、対応が遅くなればなるほど広範囲に蔓延し、枯損などの被害が拡大する。そのため、被害状況等の調査を迅速に行い対策を実施することで、病虫害の蔓延を防止する必要がある。

当該必要性に鑑み、松くい虫等の森林病虫害が発生した場合、役務費により被害状況調査を行い、需用費により調査に関わる消耗品及び駆除用薬剤を購入する。松くい虫等の調査に関しては被害数量を確定するために被害木の樹高、胸高直径について毎木調査を行う。また、突発的で緊急性のある駆除については、当事業で行う。

【目的・法令根拠等】

(目的)

県有林内のアカマツ林の松くい虫、害虫等の駆除、その他被害に対処し、健全な森林の造成を図る。

(根拠法令等)

山梨県松くい虫等被害総合対策事業実施要領

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：3,126千円

決算額：2,421千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.32. 獣害防止施設保全管理事業費（県有林課）

【事業の概要】

獣害から森林を保護するためには、獣害防止施設の新設だけでなく、既存施設が期待される機能を発揮する必要がある。そのためには、適切な時期における定期的な見廻りと破損個所の速やかな補修が不可欠である。

そこで、破損が発生した場合に植栽木に大きな被害が発生しやすく、頻繁な見廻りが必要な5年生までの造林地に設置した獣害防護柵126キロメートルの年1回の見廻りと補修を外部委託する。

【目的・法令根拠等】

県有林内の森林を保護し、公益的機能を維持するため、既存獣害防止施設（獣害防護柵）の見廻り及び補修を行う。

(経緯)

本県では、深刻化するニホンジカによる被害防除対策を総合的に講ずるため、山梨県第二種特定鳥獣管理計画（自然共生推進課）を策定し、獣害防護柵を農林業被害対策の柱として位置付けるとともに、樹幹部のネット等による保護を推進している。そのような中で、県有林においては県有林造林事業により獣害防護柵やネット巻きなどの獣害防止施設を設置している。

特に新植栽地では、植栽木とともに雑草木が繁茂し草地に近い環境となるため、ニホンジカが集まり植栽木を食べて新植栽地全体が枯死するおそれがある。よって、主に平成24年度以降、新植栽地獣害防護柵を積極的に設置している。

獣害防護柵は、雪崩や倒木により一部でも破損した場合、そこから侵入を許したニホンジカにより新植栽地全体が被害を受けることがあるため、職員が近隣の業務で現場に出張する際に見廻りと補修を行ってきた。

しかし、獣害防護柵の設置総延長が大幅に増加してきたことにより、現体制では十分な見廻りや補修ができず植栽木に被害が発生している。そのため、獣害防護柵の巡視と補修作業を外部委託することで、破損個所の早期発見及び速やかな補修を実施することができる体制を作ることが喫緊の課題となっている。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：6,818千円

決算額：5,971千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.43. 【意見事項】支出実態に即した事業費の使用について

支出については、業務の内容や目的に着目し、より正確と思われる事業費から支出するよう留意されたい。

(現状)

獣害防護柵が、倒木により倒壊している事案において、倒木処理及び補修業務に要する費用を、「獣害防止施設保全管理事業費」からではなく、「松くい虫被害調査費」及び「土地管理費」から支出していた。

(問題点及び改善策)

上記の取扱いについて、倒木の原因が松くい虫被害に基づくものという理由などから、「松くい虫被害調査費」から支出したとのことであった。

当該倒木の原因に鑑みれば、「松くい虫被害調査費」からの支出とすることにも一応の理由があるといえる。

しかし、当該業務の主な目的は、松くい虫の被害調査や駆除ではなく、倒木を排除し、防護柵を修繕することにあるといえることから、「獣害防止施設保全管理事業費」から支出することが正確であったと思われる。また、獣害防護柵修繕費がどの程度要したかを、後年において検証する必要性が生じた場合などに、支出された事業費が正確なものでなければ、検証時に余計な労力を割くことになりかねない。

支出については、業務の内容や目的に着目し、より正確と思われる事業費から支出するよう留意されたい。

なお、予算との兼ね合いで、正確と思われる事業費からの支出が困難なケースもあると思われるが、その場合は予算の流用（山梨県財務規則第25条）制度を利用することなども検討されたい。

3.2.33. ナラ枯れ被害木除去事業費（県有林課）

【事業の概要】

ナラ枯れ防除後に立木状態で残っている枯損木について、伐採を委託するための事業費。

（出典：細事業説明書から抜粋）

【目的・法令根拠等】

県内有数の観光地である山中湖周辺において、ナラ枯れ被害対策後の枯損木を除去し、安全で快適な森林空間や美しい森林景観の維持を図ることを目的としている。

上記目的を達成するための現状と課題は以下のとおり。

（現状）

- ・コロナ禍において、密を避ける新しい生活様式として屋外での活動の需要が高まっている。
- ・山中湖周辺は東京などから近く、森林浴等を手軽に楽しむ観光客が多く訪れている。
- ・しかし、近年県南部を中心にナラ枯れ被害が急速に拡大し、山中湖村は県下最大の被害地となっており、その多くが県有林である山中湖畔別荘地で発生している。
- ・防除後の枯損した樹木が立木状態で残っており、倒木による建物及び人的被害の恐れがある。
- ・美しい自然景観が山中湖エリアの重要な観光資源であるが、防除後の枯損した樹木が立木状態で残っており景観を阻害している。

（課題）

建物等への倒木被害を未然に防ぎ、森林利用者の安全を確保するため、また、美しい森林景観を観光客に提供するため、県の責務として県有林内の防除後の枯損木を速やかに除去する必要がある。

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：23,371千円

決算額：23,210千円

【具体的な目標】

- ・上記の目標を達成するために予算化した事業の執行が目標。
- ・県有林において、ナラ枯れ被害対策後の枯損木を以下の事業期間において、以下の本数を伐採する。

事業期間：令和5年度

枯損木本数：330本

（出典：担当者提出資料から抜粋）

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.44. 【意見事項】ナラ枯れ被害木のデータベース化について

台風などの自然災害によって倒木するなど影響を受けた場合、その情報を「枯損木対応状況」データベースに追加するなど将来の危険予測の点から有用なデータベースとして拡充していくことについて提案する。

（現状）

現状ナラ枯れ被害木である枯損木の調査と、危険木の選定、実際に当年度に伐採する木の選定は以下のとおり行っている。

- ①山梨県ナラ枯れ被害調査要領に従って、被害木の調査を行う。
- ②調査を行った結果、ナラ枯れ特有事象があると判定された枯損木は、「枯損木対応状況」というエクセルデータに集計される。
- ③上記の枯損木のうち、道や住宅や電線等に近いものを危険木として認定して「枯損木対応状況」に記載。
- ④伐採時期に、改めて現地調査して、上記の危険木のうちすでに伐採の対応がなされているもの（対象となる木をオーナーが独自で対応しているものや電線の近くの枯損木で電力会社によりすでに伐採対応がされたもの等）以外を、当年度の伐採の対象とする。

⑤その伐採の対象の中から、優先順位を付して当年度予算内での伐採する対象を決める。なお、被害が大きい地域や、個別に危険だと問い合わせがあった緊急性の高いものは特に優先的に伐採を行う。

上記のとおり、リソース等の問題もあり、伐採の順序については優先順位が付されている。そして、「枯損木対応状況」エクセルデータについては、その優先順位を付するための情報として、別荘や電線、道路、その他構造物との距離や、木がある部分の傾斜情報が記載されているが、例えば自然災害による樹木への影響等の情報は記載する方針が現状はない。(担当者にヒアリングしたところ、現状「枯損木対応状況」エクセルデータに登録されている樹木について、自然災害によって影響を受けた樹木が現時点で無い状況である。)

(問題点及び改善策)

今後の対応として、例えば、「枯損木対応状況」エクセルデータ上に登録された樹木が、台風などの自然災害によって倒木するなど影響を受けた場合は、その情報を「枯損木対応状況」エクセルデータに追記していくことを意見事項として要望する。現状「枯損木対応状況」エクセルデータに登録されている樹木について、自然災害によって影響を受けた樹木はないとのことだが、今後ももしそのような樹木が発生した場合は、その情報も「枯損木対応状況」エクセルデータに集約することを提案する。

理由としては、危険木の判定や、伐採対象の優先順位の設定に有用となると考えられるからである。つまり、様々な角度から危険木の判定や伐採対象の木の優先順位判定をするために、検討要素となりうるデータを収集管理するという観点での提案である。具体的な例として、調査時点では危険木とは判定されず、実際に当年度に伐採されなかった樹木であるが、その後自然災害によって倒木した場合、その倒木した木に近似する状況の樹木は翌期以降には危険木として判定して優先的に伐採することができるかもしれない、という観点での提案である。

「枯損木対応状況」エクセルデータは現状も様々な情報が集約されており非常に有用な資料であると思われる。さらに有用な情報を集めて重要なデータベースとして有効活用してもらいたい。

3.2.34. 境界保全管理事業費（森林政策課）

【事業の概要】

県有林の境界は、放置すると雑草木等により境界線が不明瞭になり、また、境界標についても、年月の経過に伴い、転倒、埋没、破損、消滅等が危惧されることから、県有林野境界管理要綱に基づき、境界を明確に維持保全するための境界標の点検、巡視等を実施している。

i. 境界保全巡視

境界を効率的に保全管理するため、境界の重要度に応じた境界区分により、巡視、点検、保全上の措置を行う。

- ・巡視及び点検等：境界の種類及び番号の確認。境界標の転倒、傾斜、埋没、破損、設置方向、位置の移動、消滅等異常の有無の確認。
- ・保全上の措置：境界線上の雑草木の刈り払い、境界見出標の設置。
- ・年間巡視距離

	第1種	第2種	第3種	合計
令和5年度	325.2km	167.8km	95.0km	588.0km
令和4年度	323.7km	167.8km	94.9km	586.4km

- ・境界区分及び巡視回数（「県有林野境界管理要綱」より抜粋。）

(境界の区分)

第39条 境界を効率的に保全管理するため、重要度に応じて次のとおり区分する。

(1) 第1種境界線
明確な地形、地物によって画されていないため境界確認が容易でなく、管理上特に留意すべき境界線

(2) 第2種境界線
第1種及び第3種境界線以外の境界線

(3) 第3種境界線
地形、地物等によって明らかな境界線（分水嶺、河川、道路等）

(巡視回数)

第41条 境界線ごとに点検及び巡視を行う回数は、次の基準による。

(1) 第1種境界線 2年に1回以上

(2) 第2種境界線 4年に1回以上

(3) 第3種境界線 10年に1回以上

ii. 異常な境界標の処理

境界保全巡視により境界標の異常を発見したときは、速やかに検測を行い、境界標の補修又は移設もしくは予備標を新設する。

【目的・法令根拠等】

山梨県県有林野境界管理要綱（昭和61年3月31日林政第3-61号）

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：37,555千円

決算額：35,607千円

【具体的な目標】

境界標の点検、境界の巡視等を行い、恩賜県有財産の境界に関する紛争を未然に防止し、県民の貴重な財産を守ることが目標である。

【実施した監査手続】

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.35. 土地管理費（森林政策課）

【事業の概要】

恩賜県有財産の適正な管理及び処分を行うため、以下の事業を行っている。

- 貸地、使用許可地、部分林の境界調査
 - ・県有地の新規貸付や使用許可及び部分林を含む期間満了に伴う更新・再設定に際しての現地の踏査、確認、測量。
 - ・借受人の要請や県の都合などによる貸地等の変更や返還、部分林伐採跡地の植栽及び保育事業のための現地調査等。
- 土地売り払い及び貸付に伴う不動産鑑定
 - ・富士河口湖町災害移住地払下げに向けた不動産鑑定等。
- 返還地等の管理
 - ・貸付返還地及び未利用県有地の適正な管理のための草刈り等。
- 未利用地売り払いに伴う不動産鑑定
- 恩賜県有財産土地管理システムの保守管理、更新・改修、機器リース
 - ・恩賜県有財産土地管理システムは、恩賜県有財産の土地貸付、土地使用許可を一元的に管理するためのもので、管理対象の契約・使用許可件数は、合計2,000件以上に及ぶ。賃料算定方法が従来の山林素地の賃料算定から、現況を所与とした賃料算定方法に変わり、新たに減免措置、所在市町村交付金の負担調整措置など、貸付物件毎に様々な調整因子が必要となったことから、現在のシステムでは対応不可となり、一部手作業で賃料算定を行わざるを得ない状況で、大幅なシステム改修が必要となった。また、情報政策課（現：DX・情報政策推進統括官）によるサーバー更新があり、新サーバーに対応するためのシステム改修費用も発生している。これらの費用は、令和5年度特有のものである。

【目的・法令根拠等】

貸地：地方自治法第238条の5第1項（普通財産の管理及び処分）

使用許可：地方自治法第238条の4第1項（行政財産の管理及び処分）

部分林：恩賜県有財産管理条例第21条

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：35,867千円

決算額：31,065千円

【具体的な目標】

恩賜県有財産の適正な管理及び処分を行うことが目標である。

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.45. 【意見事項】「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」における「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」の積極的な取扱いについて

委託先から収受している「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」の中に、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」という項目があるが、当該項目については、「(必要に応じて記載)」との記載がある。委託先の情報セキュリティ管理体制の重要性に鑑み、委託先の情報セキュリティ対策への評価に資するためにも、当該項目については積極的な記載を求めるよう要望する。

(現状)

令和5年度は、恩賜県有財産土地管理システムの賃料算定方法変更に伴う大幅なシステム改修と、新サーバーへの移行が行われた。当該業務を委託するに当たり、委託先から「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」(以下「報告書」という。)を収受し、委託先における情報セキュリティ対策の実施状況の確認を行っている。報告書は、「1. 委託内容」、「2. 情報セキュリティ対策の実施状況」、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」という構成になっており、「2. 情報セキュリティ対策の実施状況」は、評価項目について「はい・いいえ」方式で回答し、「いいえ」の場合は対策等を記入する形式であり、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」については、「(必要に応じて記載)」との記載が付け加えられており、情報資産の保管・持ち出し・返還及び廃棄について、従事者教育について及びその他について、適宜記入する形式となっている。

(参考として「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」フォーマットを後段に添付)

(問題点及び改善策)

恩賜県有財産土地管理システムは、恩賜県有財産の土地貸付、土地使用許可を一元的に管理するためのものであり、恩賜県有財産の適正な管理及び処分を行うためには重要なシステムである。当該システムの大幅なシステム改修と、新サーバーへの移行に係る業務の委託であり、委託先への情報セキュリティ対策は重要なものと考えられる。そのため、委託先から収受する上記の報告書は、委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を把握する上で重要であり、「はい・いいえ」方式で行われる「2. 情報セキュリティ対策の実施状況」に加えて記載される「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」については、積極的な記載を求めることにより、「はい・いいえ」方式では把握できない委託先の情報セキュリティ対策について、その理解が一層深まることに加え、委託先の情報セキュリティ対策への評価に資するものとする。

(参考:「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」フォーマット)

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書

次の業務を受託するに当たり、当社の情報セキュリティ対策の実施状況を報告します。

1 委託内容

委託名	
委託期間	
委託業務のセキュリティ責任者	
委託業務の従事者	
情報資産の利用場所	
個人情報の有無 (あり・なし)	
再委託の有無 (あり・なし)	

2 情報セキュリティ対策の実施状況

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考 (いいえの場合は対策等を記入)
規程・体制	情報管理に係る基本方針、規程類が整備されていますか。		
	情報管理を統括する責任者が任命されていますか。		
	情報管理に係る管理者が設置されていますか。		
	情報漏洩等の事案が発生した場合の体制と対応手順が整備されていますか。		
	情報管理上の問題が発生した場合の連絡体制が整備されていますか。		

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考 (いいえの場合は対策等を記入)
機器・媒体管理	電子機器類について、適切に管理が行われていますか。		
	外部記憶媒体について、適切に管理が行われていますか。		
	重要帳票類について、適切に管理が行われていますか。		
作業場所の管理	情報の無断持ち出しについて禁止していますか。		
アクセス管理	不正アクセス対策を実施していますか。		
	不正ソフトウェア対策を実施していますか。		
入退出管理	作業場所のあるビルへの入退館管理が行われていますか。		
	作業場所のあるフロアへの入退室管理が行われていますか。		
	委託に係るサーバ等の機器が設置されている場所への入退室管理が行われていますか。		
要員管理	従業員、協力会社社員、派遣社員等の識別が行われていますか。		
	情報管理に関する基本方針、規程類が周知徹底されていますか。		
	情報管理に関する教育・研修が定期的に行われていますか。		
再委託先管理 ※再委託がある場合	再委託先と機密保持等の契約が締結されていますか。		
	再委託の承諾が必要な場合、承諾を得ていますか。		
	再委託先の管理が行われていますか。		
情報資産の返還、廃棄	委託終了時、情報資産の返還、廃棄が行われていますか。		
監査	情報管理に係る点検・検査・内部監査が実施されていますか。		
	情報管理に係る外部監査を受けていますか。		
公的認証等	情報管理に関する公的な認証・認定を取得していますか。		

3 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置（必要に応じて記載）

(1) 情報資産の保管について

(2) 情報資産の持ち出しについて

(3) 情報資産の返還及び廃棄について

(4) 従事者教育について

(5) その他の安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置について

3.2.36. 恩賜県有財産貸付料調査費（森林政策課）

【事業の概要】

恩賜県有財産内の継続貸付地の貸付料算定（3年ごとに貸付料の改定を実施している）に当たり、令和3年度の貸付料改定調査時に設定した約80箇所の基準地について、不動産鑑定士への依頼により、直近合意時点から令和5年度中の価格時点までの間における経済情勢等の変化に即応する変動率を求め、約560箇所の貸付地の純賃料にそれを乗じて、令和6年度から適用される適正賃料を算定する。

（経緯）

平成29年までは、約300箇所（植樹用地除く）の全契約について、少額の契約であってもコストをかけて継続賃料の価格等調査を行っていた。

令和6年度改定賃料は、令和3年度に現況を所与とした新規賃料で574箇所（植樹地含む）を評価し直して、ほぼ全ての借地人から同意を得たことを踏まえ、全数評価ではなく、約80箇所の基準地のスライド率を鑑定士に評価してもらうことで、必要な精度を保ちつつ、適正な改定賃料を算定することとした。

これは、一般県有地での貸付ルールが制定されたことに伴い、恩賜県有財産においても費用対効果の観点からも同様の運用を行うこととしたことによる。

【目的・法令根拠等】

（目的）

恩賜県有財産内の継続貸付地の貸付料算定を適正に行うため、不動産鑑定機関による委託調査を実施する。

（根拠法令等）

地方自治法第237条、第238条の5

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：5,500千円

決算額：5,500千円

【具体的な目標】

予算化した事業の執行が目標となり、具体的な数値目標等は設けていない。

【実施した監査手続】

- ・ 担当者への質問
- ・ 資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.46. 【指摘事項】随意契約締結に至るまでの適正な手続について

随意契約を締結する場合、見積合わせの必要性などを十分に認識した上で、慎重に手続を進めるよう求める。

(現状)

県は、不動産鑑定士へ調査業務を依頼するに当たり、A社、B社、C社に見積書提出の依頼をして、見積合わせを試みた。

この点、B社は委託契約書案の条項を理由に辞退し、C社は、提出期限までに見積書の提出及び連絡がなかったことから、辞退扱いとなった。

そのため、見積合わせの結果として、県はA社との間で業務委託契約を締結するに至った。

(問題点及び改善策)

上記経緯からすれば、B社及びC社からは、見積金額が提示されていないことになるため、見積合わせが有する「金額の適正を図る」という目的が果たされていないと思われる。また、山梨県財務規則第137条3項には、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万円以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とあり、県が随意契約を締結する場合、原則として二社以上から見積書を提出させることになっていることから、B社及びC社から見積金額が提示されていない以上、同規則に抵触しているおそれがある。

もっとも、本件調査業務は、専門性が高いものといえるところ、令和3年時の調査を担っていたのがA社であり、A社には事前の資料・情報が他社より多かったであろうことからすれば、結果的には本件調査を担うのは、業務の質的にも、金額的にも、A社がもっとも適していたであろうことは推測がたつ。

この点も踏まえれば、B社、C社が見積書を提出できないことが判明した時点で、A社以外の業者では見積書を出すことさえ困難な事情があるものとして、同業他業者では本件業務を担うことは困難と評価し、A社との単独随意契約を検討するなど、財務規則等に抵触するおそれがない方法を模索すべきであったといえる。

よって、今後は、随意契約を締結する場合、見積合わせの必要性などを十分に認識した上で、慎重に手続を進めるよう求める。

3.2.37. 分収林管理費（県有林課）

【事業の概要】

財団法人山梨県林業公社から承継した分収林の管理を確実に実施するため、必要な業務を行う。

〈経緯〉

県は、平成 23 年 12 月に策定した財団法人山梨県林業公社改革プラン（※）に基づき、公社の廃止・分収林管理の県への移管に向け、平成 24 年度からの 5 年間、公社と連携して、県への承継、分収割合の見直し（公社 6：土地所有者 4 → 県 8：土地所有者 2）及び契約期間の延長（20 年又は 40 年）を内容とする分収林契約の変更処理を進めた。

同プランにおいて、県に移管後の分収林を、県有林との一体的な管理や外部への委託など、効率的な事業の実施により管理することとした。

平成 29 年 3 月 31 日に、県は公社から分収林を承継し、同日に公社は解散した。

〈事業内容〉

山梨県林業公社から承継した分収林の管理を確実に実施するため、必要となる次の業務を行う。

- (1) 分収林施業地測量・調査業務
翌年度施業区域の測量と搬出路の路線測量、立木調査等
- (2) 分収林だより印刷等業務
分収林管理状況等の報告と契約書の名義・住所変更等の有無を確認するための「分収林だより」の印刷・発送経費
- (3) 相続登記相談業務
変更契約に同意している単独個人契約の相続人を対象とした司法書士による相談・アドバイスの実施
- (4) 分収林管理システム運用・保守管理業務
分収林に係る情報システムの運用・保守を行う
- (5) 分収林契約の変更交渉等業務
変更契約が締結されていない契約者との交渉のため旅費及び変更契約締結に要する印刷代・郵便料
- (6) 分収金の交付業務
分収林契約で定める分収割合に応じ、契約者に分収金を支払う
- (7) 境界支障木等管理業務

契約地境界の支障木、越境枝等の伐採・処分を行う

(8) 収穫業務に係る経費

分収林において収穫を行った際にかかる市場手数料及び搬出の際に必要な隣接森林所有者への補償料

（出典：担当者から提供された資料から抜粋・加筆）

（※）財団法人山梨県林業公社改革プラン

財団法人山梨県林業公社は、将来的に 208 億円の債務超過が見込まれるなど、抜本的な見直しが必要な状況にあることから、これまで、外部有識者等による県出資法人経営検討委員会での検討を重ねるとともに、県議会においても議論が行われ、抜本的な改革が必要との意見が出されたことから、これらを踏まえ、「財団法人山梨県林業公社改革プラン」として策定しました。

本プランに基づき、プランの最終年にあたる平成 28 年度に、透明性の高い債務処理を行うため、平成 28 年 7 月 15 日甲府地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行い、以降、裁判所の監督の基に手続をすすめ、債務処理を終了した上で、平成 29 年 3 月 31 日に林業公社を解散しました。

なお、その後、平成 29 年 4 月 1 日に清算法人に移行し、清算手続をすすめ、平成 29 年 9 月 12 日に清算終了しました。

（出典：山梨県 HP 財団法人山梨県林業公社改革プランのページから抜粋）

【目的・法令根拠等】

山梨県林業公社から県が承継した分収林契約を確実に履行することを目的としている。

（出典：細事業説明書から抜粋・加筆）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：39,716 千円

決算額：23,712 千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、予算化した事業の執行が目標となる。

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.47. 【意見事項】分収林契約の変更契約未了の土地の取扱いについて

変更契約が未了である土地についても最低限のメンテナンス等は実施すべき
と考える。

(現状)

山梨県は、財団法人山梨県林業公社から分収林契約を承継しており、土地所有者と分収割合の見直しや契約期間の延長等を含めて、変更契約の締結を進めている。しかし、一部の土地については、土地所有者が不明となって変更契約の相手方が特定できない等の理由により、変更契約の締結ができていない状況である。一方で、山梨県林業公社と山梨県の間で締結された「公益財団法人山梨県林業公社の再生計画の遂行に関する協定書」に基づき、山梨県は、当該変更契約が締結できていない土地についても、地上権は引き継いでいる状況である。

しかしながら、監査人が往査を実施した富士・東部林務環境事務所においては、変更契約が締結されていない土地については、植栽、主伐などを含む山林の管理や、分収対象木の販売等は行われていなかった。この点について担当者にヒアリングを実施したところ「変更契約が締結されていないため、分収金の交付先が不明であることから、地上権を所有しているとしても山林等の管理を行っていない。」との回答を得た。

なお、『県行分収林に係る分収林契約の手引き (H30.3.29 付県有第 1870 号)』では、変更契約を締結していない造林地における主伐・保育の実施について定め、放置すると林地の荒廃が見込まれる場合や獣害等により造林木の生長が著しく阻害される見込みがある場合は、保育を実施することとしている。

(問題点及び改善策)

県の財産である地上権が有効に活用されていないという点が問題点となる。確かに、担当者の回答通り、変更契約が締結されていない以上、分収金の交付先は不明であるが、地上権は山梨県にある以上、その権利の有効活用については検討がなされるべきである。

そこで、変更契約が未了である土地であっても、地上権に基づき最低限山林の価値を維持するためのメンテナンスを実施することを要望する。現状、変更契約前の土地については、植栽、主伐などを含めて管理を実施していないとのことであるが、通常、長期間メンテナンスをせずに放置された山林の立木は適切な管理がなされた場合と比べて木材としての価値が下がるものと考えられ、県が地上権を保有する山林の立木の財産的価値低下を可能な限り避けるためにも、変更契約が未了であっても最低限の管理は実施すべきものと考えられる。なお、県が地上権を所有する土地において何らかの問題が生じた場合、県が法的のみならず道義的な責任を負う可能性があることに鑑みても、土地の定期的な管理は必要であると考ええる。

3.2.38. 収穫予定箇所の立木調査・処分費（県有林課）

【事業の概要】

県有林の主産物（立木や丸太）・副産物（キノコやシラベ幼苗等）の売り払いに伴う数量調査の実施。

林産物の販売においては、販売区域の確定（販売品種の選定）や販売予定額の算定を行うことが効率性の観点から重要であり、そのために県有林の調査を行い、具体的な収穫箇所の選定・数量の算出を行う。

具体的には下記のような事業となる。（往査を行った峡南林務環境事務所分）

- ・調査用システム整備：
iPhone、ドローン、測量調査用アプリ、その他調査用の消耗品購入
- ・主産物・副産物の調査：
専門的な測量調査について専門的技術を持つ業者に委託（随意契約）
- ・調査測量補助：
山に同行し杭打ち作業・車両通行のための修繕・クマタカ調査・ドローン保険
他
- ・主産物販売委託：
原木市場での公売による販売の委託
- ・未利用材収穫：
間伐材の搬出や運搬等の作業の委託

【目的・法令根拠】

（目的）

県有林の林産物販売において、業務を効率的に実施するため、収穫予定箇所の立木調査等を行う。また間伐材の運搬処分や販売委託を行い、未利用材の有効利用により県の財源収入確保につなげる。

（法令根拠）

山梨県恩賜県有財産管理条例
山梨県県有林野管理規程
山梨県県有林野調査規程

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：69,940千円
決算額：57,309千円

【具体的な目標】

10年間で960,000 m³の立木等の伐採量を達成。

【実施した監査手続】

本庁所管課である県有林課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.39. やまなし次世代林業強化推進事業費（県有林課）

【事業の概要】

県有林において、伐採・搬出から、地拵え・植栽までを一貫して一つの業者に委託を行うことで、生産性の向上や低コスト化を図るものである。

この「一貫作業システム」については、伐採から再生林まで川上から川下までの連携による森林資源の高度利用とコストの削減を図る取組として、これまで平成30年度から3年間、一貫作業システムの実証事業を実施してきたものであり、本事業は令和3年度から事業化したものである。一貫作業システムは、国の森林総合研究所において、下刈り回数の削減効果等も含め約35%のコスト削減が実証されている。

伐採・搬出作業と地拵え・植栽作業の各々を別個に委託することで高コスト化していたことを改善するため、各段階の作業を一貫した作業とし、例えば搬出中に地拵えを完了する等短期間で作業を終えることができる。

森林整備の一貫作業にかかる作業請負委託及び原木市場での販売委託が具体的な事業内容となる。

【目的・法令根拠】

（目的）

県有林において「一貫作業システム」を導入し、これによる森林施業の生産性向上による低コスト化と、生産量の増加と売り払い収入の増加を図る。

また、県有林だけでなく県内民有林全域にこの一貫作業システムを普及することにより、県内木材生産量の増加を図る。

（法令根拠）

山梨県恩賜県有財産管理条例

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：87,655千円

決算額：54,394千円

【具体的な目標】

10年間で960,000 m³の立木等の伐採量を達成。

【実施した監査手続】

本庁所管課である県有林課及び出先機関の一つである峡南林務環境事務所に往査し、担当者へのヒアリングと関連する資料の閲覧を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.48. 【意見事項】一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について

一貫作業システムの請負委託業務については、競争性の確保の観点において今後の状況を注視することが望まれる。

一貫作業システムは、業務効率化のために伐採・搬出から地拵え・植栽までの一貫した業務について一つの業者が県と受託契約をするものである。

業務を横断的に一貫管理できる規模の業者が競争入札において有利となる点で、従来のように業務ごとに入札する場合と比較すると競争性が失われがちとなる懸念がある。新しい事業であるため今後の入札状況を分析し状況によっては委託金額の経済性が担保される策を検討する必要がある。

3.2.40. 県営林道維持修繕費（治山林道課）

【事業の概要等】

① 県営林道維持管理業務の概要

県営林道維持管理業務は、県営林道を適切に維持管理し、利用者の安全・円滑な通行に寄与することを事業目的として、県営林道 215 路線（生活関連 19 路線及び管理運営 196 路線）について、維持管理を行うものである。

県営林道は、山村地域住民の生活改善及び県有林経営の合理化を目的に作られたものであるが、近年、広く一般の人々に利用されている。しかし、施設の老朽化も進み、降雨後に落石等もあることから、治山林道課においては、林道施設の管理・維持補修を実施し、損害賠償保険などハード・ソフト両面の対応を行っている。

一方では、開設事業（林道新設事業）の実施に伴い、維持管理を要する路線延長が年々増加していることから、事業費の確保と効率的な事業の実施が課題となっている。

したがって、治山林道課は、林道の現況把握に努め、災害の未然防止及び破損個所の早期回復を図る取組を必要としている。

② 事業概要

ア. 事業根拠法令

山梨県営林道維持管理要綱

イ. 事業内容

[林務環境事務所所管事業分]

- i 林道施設の点検
- ii 落石・崩落土砂の撤去、除雪
- iii 側溝清掃、路面補修
- iv 老朽化施設の補修等

[林政部治山林道課所管事業分]

- v 林道損害賠償保険

ウ. 県営林道の路線数及び延長

[令和 5 年度県営林道修繕費：路線数及び延長] (単位：本、m)

既設区分	一般会計（県有林振興助成）			恩特会計 ^注		合計	令和 4 年度	増減	
	南アルプス林道	生活関連林道	計	管理経営林道	計				
路線数	1	18	19	196	196	215	210	5	
延長	砂利道	526	22,474	23,000	435,246	435,246	458,246	452,868	5,378
	舗装道	28,680	173,880	202,560	510,356	510,356	712,916	712,916	0
	計	29,206	196,354	225,560	945,602	945,602	1,171,162	1,165,784	5,378

出所：治山林道課の管理資料に基づき監査人作成。

注：恩特会計は、恩賜県有財産特別会計の略である。当該事業の原資は財産収入である。

エ. 予算額

621,969 千円（前年度：599,374 千円）

[令和5年度県営林道修繕費予算]

(単位:千円)

既設区分	一般会計(県有林振興助成)				恩特会計 ^{注1}			合計	令和 4年度	
	南アル プス林 道	生活関 連林道	消費税	計	管理経 営林道	消費税	計			
需用費	810	1,005	182	1,997	7,465	746	8,211	10,208	12,831	
役 務 費	保 険 料	16	107		123	516		516	639	636
	そ の 他	65	438	50	553	2,111	211	2,322	2,875	2,785
	小 計	81	545	50	676	2,627	211	2,838	3,514	3,421
委託料	4,715	8,690	1,340	14,745	220,592	22,059	242,651	257,396	248,952	
使用料・賃 借料	31	194	23	248	413	41	454	702	700	
工 事 請 負 費	12,000	75,031	8,703	95,734	172,919	17,292	190,211	285,945	271,840	
原材料費	1,100	9,100	1,020	11,220	2713	271	2,984	14,204	11,630	
計	18,737	94,565	11,318	124,620	406,729	40,620	447,349	571,969	549,374	
配当保留 分 ^{注2}	12,000	13,000		25,000	25,000		25,000	50,000	50,000	
総合計	30,737	107,565	11,318	149,620	431,729	40,620	472,349	621,969	599,374	

出所: 治山林道課の管理資料に基づき監査人作成。

注1: 恩特会計は、恩賜県有財産特別会計の略である。当該事業の原資は財産収入である。

注2: 「配当保留分」とは、財政当局が当該事業に係る配当を保留している予算額である。

【実施した監査手続】

県営林道維持修繕費の事務事業の執行に係る財務監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 県営林道維持補修費の事務事業について、治山林道課から関連する資料を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けた上で、治山林道課からの事務事業の総括的説明を受けた。
- ② 県営林道維持補修費の事務事業(保険料を除く。)について、中北林務環境事務所に現場往査し、外部監査人が必要と考える監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。
- ③ 上記①及び②の財務監査に併せて、当該事務事業の執行に関して、3E(経済性、効率性及び有効性)の観点から業務監査を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No.49. 【意見事項】工事請負契約に係る当初設計の積算について

令和5年度の舗装工事に係る契約変更の理由の一つとして、当初から合理的に見積ることができたと考えられる事項(交通誘導員の配置人数)、かつ、変更の見込みを共有することができた時点で、契約変更金額も合理的に見積ることができると考えられる事項に対して、契約変更の時期に合理性があるか疑問が生じる契約案件があった。

まず、当初設計時点で本来把握すべき積算対象事項の積算を注意深く実施するよう要望する。

また、事後的に増額変更の意思決定を行う時点は、合理的な積算が可能と判断された時点を基準にして、速やかに契約変更を行うよう要望する。

(現状)

中北林務環境事務所が所管する工事請負契約のうち、林道南アルプス線(柴平工区)舗装工事(明許)について、当初契約から変更契約までのプロセスは次のとおり進められていた。

[林道南アルプス線(柴平工区)舗装工事(明許)] (単位:円)

日付	事項	変更指示	変更額 ^注	契約額
2月27日	当初契約 [令和5年2月28日～9月21日]		—	22,220,000
3月9日	設計図書 照査	交通誘導員配備完了後、実績数量の報告・変更(指示)	—	—
3月14日	第1回変更	4週8休以上週休2日変更 :概算指示額71万円	704,000 (3.2%)	22,924,000
4月19日	①増額指示	土工・路盤工増額 :概算指示額60万円	—	—
4月26日	②増額指示	山側舗装版の撤去新設 :概算指示額75万円	—	—
6月21日	③増額指示	As舗装取壊厚変更 :概算指示額28万円	—	—
8月17日	④減額指示	舗装施工延長の見直し :概算指示額△2万円	—	—
9月1日	⑤増額指示	交通誘導員増員50人⇒88人 :概算指示額87万円	—	—
9月4日	第2回変更	①～⑤の増額指示のまとめ	2,480,500 (11.2%)	25,404,500

出所:中北林務環境事務所の契約書等一式に基づき監査人作成。

注:「変更額」の欄に表示している()内の数値は、当初契約に対する契約変更額の割合である。

林道南アルプス線(柴平工区)舗装工事(明許)の契約期間は、令和5年2月28日から9月21日までであったが、上記の表の⑤に記載しているとおり、当初設計段階での交通誘導員の大幅増員が9月1日までに確定し、概算額87万円の増額指示が事後的に出されていた。

(問題点及び改善策)

前記の表の⑤では、交通誘導員の増員を過去の時点で受注者から提案を受けて発注者側が検討した結果、当初設計段階での「50人」から「88人」へ増員することが発注者から指示され、受注者が承諾していることが分かる。このことについては、工事打合簿(発議日:令和5年9月1日)では次のとおり「変更理由」が記載されている。

「・交通誘導員の実施数量について
標記について、実施数量を報告します。
・変更指示
交通誘導員について、別紙変更設計図書のとおり変更します。

変更理由

交通誘導員について

・当初設計では、交通誘導員50人計上していたが、本施工箇所はカーブが連続する区間であること、また各工区間の距離もあることなどから、交通誘導員を工事区間の前後だけではなく、中間にも配置する必要が生じ、交通誘導員が増員となった。そのため報告のあった実施数量に基づき交通誘導員人数を変更したい。」

一方、当初設計では各工区間の中間には配置を見積っていないが、3月9日付けの工事打合簿により、受注者からの設計図書の照査に基づき、交通誘導員の配備完了後、実績数量に基づき報告した上で、変更することを指示している。そして、上記のとおり、9月1日付け工事打合簿において、受注者からの実績報告により具体的な増額金額が指示されている。

しかし、「実施数量」が確定しない段階でも、交通誘導員の増員の規模は合理的に見積もることができる。当初設計において「50人」の交通誘導員を想定して設計していることから、交通誘導員の増員についても合理的に設計することができるが分かる。

したがって、今回の交通誘導員の増員部分に関しては、可能な限りの注意をもって当初設計段階から積算内容に含めるよう要望する。

No.50.【意見事項】工事請負契約における契約額変更のルールについて

県営林道修繕費の建設工事請負契約に関して、現在の実務で遵守されている契約変更ルール(当初契約額から出来形を控除した金額と比較して、追加工事の指示額がこれを超過した時点で契約変更を行うと担当所管課に認識されているルール)については、組織として明文により共有されていないことから、確認の上、組織として当該ルールを共有するよう要望する。

(現状)

中北林務環境事務所の所管課からの聴取によると、工事請負契約における変更の一つの基準に関する説明があり、その概要は次のとおりである。

- ① 請負工事の進捗管理は、工事打合簿で行っているが、当初設計等から変更しなければならない工法の変更や工事を開始しなければわからない障害物等の存在と撤去の必要性等が判明した段階で、受注者側又は発注者側からの提案・協議により、指示を受け、それに対する承諾を行うことがルールとして存在し、運用されている。
- ② このような工事打合簿による工事の進捗管理の中で、増額変更を伴う追加工事等が指示された場合、当該増額分は、当初の契約金額には含まれないものであり、本来であれば速やかに当初契約の変更を行う必要がある。
- ③ 一方、従来は、契約変更に該当する追加工事が発生しても速やかに契約変更をせずに問題が発生した事例があったことから、過去の一定時点で、問題解決を図ってきた。
- ④ そのような経緯を踏まえて、現在では、「当初契約額から出来形を控除した金額と比較して、追加工事の指示額がこれを超過した時点で契約変更を行うというルール」が担当所管課に認識されているということである。

中北林務環境事務所の現場往査を行い、令和5年度において執行した工事請負費及び委託料(工事に関連する業務委託)の契約書一式を閲覧したところ、上記のルールの遵守状況を含めて、財務監査等を実施した結果、上記のルールに反する事実は発見されなかった。

参考事例のひとつとして、前掲の「林道南アルプス線(柴平工区)舗装工事(明許)」以外に、「林道大樺沢線舗装工事」を次のとおり掲載する。

[林道大樺沢線舗装工事]

(単位:円)

日付	事項	変更指示	変更額 ^注	契約額
4月26日	当初契約 [令和5年4月27日～9月15日]		—	9,713,000
5月24日	①増額指示	舗装路肩部の盛土材料の変更 : 概算指示額8万円	—	—
6月16日	②増額指示	起工測量・現地確認での変更 : 概算指示額92万円	—	—

6月21日	③増額指示	舗装撤去数量の実績での変更 : 概算指示額46万円	—	—
7月25日	第1回変更	①～③の増額指示のまとめ	1,442,100 (14.8%)	11,155,100

出所: 中北林務環境事務所の契約書等一式に基づき監査人作成。

注: 「変更額」の欄に表示している()内の数値は、当初契約に対する契約変更額の割合である。

なお、第3回目の増額変更に基づく指示は6月21日(実績報告によるもの)であったが、実務としては、1か月後の契約変更となっている。

(問題点及び改善策)

当該ルールに関しては、事務所所管課の職員には周知されているものと判断することができた。しかし、当該ルールがガイドライン等の既存の内部統制に関する内規等により、所管課内で共有され周知されているかどうかに関しては、把握することができなかった。したがって、当該ルールの文書化等、内部統制の統制活動を見える化することが重要であり、今後は、所管課において、当該ルールの文書化等により課内での共有を進めるよう要望する。

なお、現在の契約変更に係るルールに関しては、請負工事の進捗管理において、変更額の累計額が、今後の残工事の出来形との比較に基づき、前者が後者を超過するかどうかについて、工事实績の集積を正確に行う必要があり、一定の複雑さと事務的煩雑さを伴うものと考えられる。

実際に、契約変更の事由が発生した際には、その都度、当初契約額(A)、その時までの出来形(B)及び残工事額(C=A-B)並びに追加工事の累計額(D)の大小関係について、各金額の集計結果を検証して、契約額の変更の都度、進捗管理を実施しなければならない。

これらの大小関係の判断を行う進捗管理のルールについて、次のとおり記号を使い説明する。

[契約変更の判断基準]

① C>Dの場合:

当初契約額の残工事の範囲(C=A-B)の中にあるため、契約変更はこの時点ではない。

② C<Dの場合:

当初契約額の残工事の範囲(C=A-B)を超過しているため、契約変更を超過した段階で実施する。

これらの判断ルールは、出来形と契約変更金額の合計が契約の範囲内であれば、請負業者に工期の途中で倒産等が発生した場合であっても、新たな予算手当てが発生することがないルールであるともいえる。

一方、業務委託契約ではこのような進捗管理を一覧表にして分かりやすく管理し、契約毎の簿冊に編綴している。

それに対して、工事請負契約に関しては、業務委託契約の実務に見受けられる進捗管理の一覧表は編綴された簿冊の中では確認できない。

過去の一時点で現在のルールが設定される前に、契約変更に関して問題があり、その対応策として、前述のルールが設定されたということであれば、工事請負契約等のリスク管理において、既に十分に、適正な進捗管理が実施されているものと評価することができる。

しかし、現在のルールの中では、変更契約のルールは事実上設定されているものの、別途契約として、契約変更になじまない事態が生じる場合に、どのようなルールで別途契約と認識するか、その判断基準に活用することはできない。

他県の事例として、変更契約をする判断基準と別途契約にする基準に関して、次のようなルールを設定している事例がある。

今後、基準の見直しがなされる際に参考になるものと期待して掲載する。

[他県の事例：変更契約と別途契約の判断基準]

- ① 工事請負契約の当初契約金額に対して、20%を超過する追加工事の指示をする場合（追加工事の指示の累計額が20%を超過する場合を含む。）、速やかに契約変更を実施する。この場合、残工事金額を当該追加工事の累計額が超過しなくとも、変更契約を速やかに実施することとなる。
- ② 工事請負契約書の条文中、発注者が受注者の承諾を得て、追加工事の指示を行う場合、原則として、「速やかに変更契約を行う」趣旨の文言が規定されている。
- ③ 追加工事の指示額又はそれらの累計額が、工事請負契約の当初契約金額に対して、30%を超過する場合、別途契約を検討する。
- ④ なお、上記①及び③は、内部統制上、ガイドラインに明記し、担当部局に周知している。

3.2.41. 県営林道事業調査業務費（治山林道課）

【事業の概要等】

① 県営林道事業調査業務費の業務執行の概要

県営林道事業調査業務費に係る業務については、事業採択の前年度中に設計図書を作成し、国の承認を得ると同時に、早期に工事に着手することが事業目的である。事業内容は、全体計画調査及び測量設計業務の実施であり、事業期間は、令和3年度からである。

② 事業概要

ア. ビジョン

戦後から高度経済成長期にかけて造成された人工林の多くが、木材として利用可能な時期を迎えていることから、この資源を伐採して再び造林する森林資源の循環利用を積極的に進め、林業を成長産業としていくため、基盤となる林道整備を推進している。

イ. 現状と課題

令和元年度末に策定した山梨県林内路網整備計画により、毎年度10kmの林道整備を行うこととしているため、必要となる新規路線の整備を積極的に行っているとしている。

課題としては、林内路網の骨格となる森林基幹道の継続的な整備が完了しつつある中、今後は支線となる森林管理道、林業専用道の新規計画に移行していくこととしている。この事業採択に向けては、事業化前であるため国庫補助金が使えないことから、事前調査や全体計画の作成、測量設計に係る予算の確保が課題であると考えられている。

③ 予算概要

[予算推移] (単位：千円)

区分	事業費	財源内訳	
		財産収入	一般財源
令和5年度	30,162	30,162	0
令和4年度	30,136	30,136	0
令和3年度	31,930	31,930	0

④ 実績概要

[令和5年度県営林道事業調査業務費等実績一覧] (単位：円)

No	会計	事業名	所管	路線名	工種	区分	積算額
1	恩特	県営林道事業調査業務費	中北	南アルプス線	林道開設	事業採択前	4,719,000
2	恩特		中北	中北林務環境事務所管内路網基礎調査 ^注	林道開設	事業採択前	7,392,000
3	恩特		中北	檜山1号支線	林道開設	緊急性	14,300
4	恩特		峡東	峡東林務環境事務所管内路網基礎調査 ^注	林道開設	事業採択前	5,819,000
5	恩特		峡東	川上牧丘線	林道改良	緊急性	175,000
6	恩特		峡南	足馴峠線	林道開設	緊急性	2,074,600
7	恩特		峡南	湯之奥猪之頭線	林道改良	緊急性	60,500
8	恩特		峡南	峡南林務環境事務所管内路網基礎調査 ^注	林道開設	事業採択前	8,910,000
9	恩特		富士・東部	二ツ山1号支線	林道開設	緊急性	367,400
小計			-	-	-	-	29,531,800
10	一般	林道費	富士・東部	富士・東部林務環境事務所管内路網基礎調査 ^注	林道開設	事業採択前	10,340,000
合計			-	-	-	-	39,871,800

注：林務環境事務所管内の県・民有林区域を対象として、既存の航空レーザ計測データ

を利用して、路網の現況調査及び路網基礎調査を行うことを目的とするものである。

【実施した監査手続】

県営林道事業調査業務費の事務事業の執行に係る財務監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 県営林道事業調査業務費の事務事業について、治山林道課から関連する資料を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けた上で、治山林道課からの事務事業の総括的説明を受けた。
- ② 県営林道事業調査業務費の事務事業について、中北林務環境事務所に現場往査し、外部監査人が必要と考える監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。
- ③ 上記①及び②の財務監査に併せて、当該事務事業の執行に関して、3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から業務監査を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.42. 保護事業交付金（県有林課）**【事業の概要】**

恩賜林とは、明治44年3月11日に明治天皇より御料地の所有権を県に移管したものをいう。当時の面積にして164千haに及び、現在の県土の約1/3を占めている。県は恩賜林の管理のため、山梨県恩賜県有財産管理条例を定め、保護責任を所在する各市町村等に負わせるほか、恩賜林から発生する収益の分配について規定している。恩賜県有財産保護団体である各地域の自治体、保護組合、財産区により県有林の保護活動が行われている。

保護事業交付金事業は、恩賜県有財産保護団体に対して県有林の保護の代償として、県有林を伐採し売却した代金の一部を交付する事業である。保護団体への交付金は、売却代金に比例した事業割と保護面積に比例した面積割に分けて計算され、交付される。交付金は、土地の貸付料や立木の販売代金が財源となっており、一般会計の負担はない。

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜県有財産管理条例 第48条

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：12,486千円

決算額：8,949千円

木材の販売が不調に終わり予算未達となった。

【具体的な目標】

第4次県有林管理計画（令和3年4月1日～令和13年3月31日）において木材供給の推進として伐採量960,000m³を目標としており、当該事業も恩賜県有林の伐採を通じて寄与している。

【実施した監査手続】

- ・ 予算資料、事業内容説明資料の閲覧
- ・ 売却収入の調定、事業割交付金、面積割交付金の計算についてサンプリングによる確認
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.43. 部分林分収交付金（県有林課）

【事業の概要】

部分林分収交付金事業とは、恩賜県有林を保護団体に無償で貸し付け、保護団体が自己の負担で造林した木材の売却収入を保護団体に交付する事業である。木材の売却代金は、県に帰属し、これを財源としてあらかじめ定められた割合で保護団体に交付する。交付金は、売却代金が財源となっており、一般会計の負担はない。

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜県財産管理条例 第34条

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：84,143千円

決算額：64,955千円

【具体的な目標】

第4次県有林管理計画（令和3年4月1日～令和13年3月31日）において木材供給の推進として伐採量960,000m³を目標としており、当該事業も部分林の伐採を通じて寄与している。

【実施した監査手続】

- ・ 予算資料、事業内容説明資料の閲覧
- ・ 木材の売却代金の調定、交付金の計算についてサンプリングによる確認
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.44. 土地利用条例交付金（森林政策課）

【事業の概要】

土地利用条例交付金事業は、山梨県恩賜県有財産土地利用条例に基づき、県の策定する長期開発計画事業に基づく事業により得られる賃借料等の収入額から所在市町村交付金と管理費を除いた額の25%を恩賜県有財産について保護の責任を有する当該保護団体に交付する事業である。恩賜県有財産の土地を、民間事業者等に貸与し、得た賃料の一部を保護団体に交付している。

交付金の交付率を定めた覚書（昭和48年1月31日締結、山梨県知事と山梨県恩賜林保護組合連合会長）の冒頭には、「恩賜県有財産のもつ歴史的経緯と山梨県恩賜県有財産管理条例の精神を体し、今後における恩賜県有財産の高度利用を円滑に進めるため」に必要な交付金とされている。担当者へのヒアリングによると交付金が存在することにより、地元の利害関係者との安定した関係が継続する効果があるとのことであった。

【目的・法令根拠等】

山梨県恩賜県有財産土地利用条例（昭和48年1月1日）

覚書（昭和48年1月31日締結、山梨県知事と山梨県恩賜林保護組合連合会長）

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：71,949千円

決算額：68,021千円

【具体的な目標】

条例に基づき適切に運用する。

【実施した監査手続】

- ・ 補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・ 交付金の計算についてサンプリングによる確認
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.45. 演習場交付金（森林政策課）

【事業の概要】

演習場交付金は、北富士演習場への県有地提供と地元関係者に対する交付金の交付を行う事業である。県は、富士北麓の県有地 23,959,542 m²を国に土地賃貸借契約又は使用許可により提供しており、国からの賃料の内、55.977%を地元関係者に交付している。地元関係者は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合他 9 の団体又は個人である。

令和 4 年度より特別加算を交付している。

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が策定した「恩賜林百年の森づくり基本計画」に基づく取組を県が進める施策を補完するものとして評価し、交付金の特別加算を行うものである。

【目的・法令根拠等】

- ・ 地方自治法第 232 条の 2 公益上必要な交付
- ・ 山梨県補助金等交付規則
- ・ 山梨県演習場交付金交付要綱
- ・ 山梨県演習場特別加算交付金交付要領

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：1,903,138 千円

決算額：1,903,136 千円

【具体的な目標】

北富士演習場と植樹用貸地・部分林等の地元利用の 2 つの土地利用関係を両立させると共に、北富士演習場の円滑な使用を図る。

【実施した監査手続】

- ・ 補助金要綱、実施報告等の資料の閲覧
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.46. 県有資産所在市町村交付金（森林政策課）

【事業の概要】

県有資産所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき県有財産を民間事業者等に貸与した際に発生する賃料の内、固定資産税に相当する額を県有財産が所在する市町村に交付するものである。主に恩賜県有財産の所在する県内 21 市町村に、固定資産税相当額を交付金として交付している。

【目的・法令根拠等】

国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年 4 月 24 日）

【令和 5 年度 予算/決算執行状況】

予算現額：263,446 千円

決算額：263,445 千円

【具体的な目標】

国有資産等所在市町村交付金法に基づき県内の各市町村に適切に交付金を交付する。

【実施した監査手続】

- ・ 申請書などの項に係る資料閲覧
- ・ サンプルによる土地の評価、交付金額算定の確認
- ・ 担当者へのヒアリング

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.2.47. 林業・木材産業改善資金貸付金（林業振興課）

【事業の概要】

林業事業体へ能率的な技術導入や労働力確保等を積極的に助長するための貸付金である。

（出典：細事業説明書から抜粋・加筆）

貸付対象者や条件等は以下のとおりである。

貸付対象者	森林所有者、森林組合、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、きのこ生産者等
利率	無利子
貸付限度額	林業：個人 15,000 千円、会社 30,000 千円、団体 50,000 千円
償還（据置）期間	10 年以内（うち据置期間は 3 年以内）
申請時期	随時
債務保証	（独）農林漁業信用基金（※）の債務保証を受けることが条件

（※）農林漁業信用基金とは、林業者、木材産業者等が融資機関から事業資金を借り入れる際に、その借り入れに係る債務を保証して、資金の融通を図るために設立された独立行政法人。事業者が債務保証を受けるには、保証額に応じて農林漁業信用基金へ出資金と保証料の支払が必要になる。

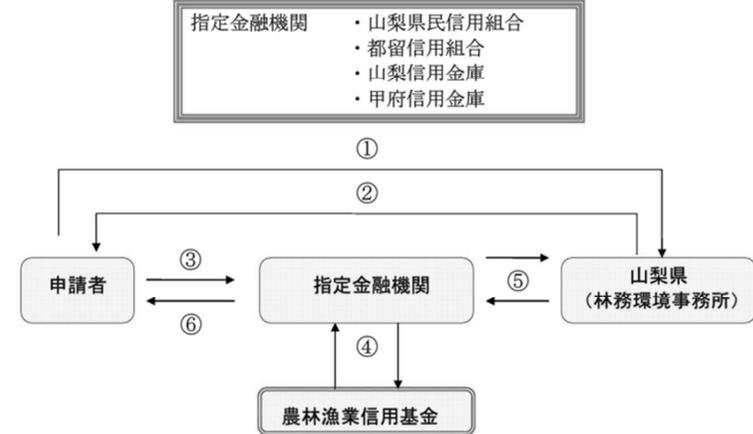
（出典：山梨県 HP 林業・木材産業改善資金リーフレットから引用）

なお、林業・木材産業改善資金貸付金は昭和 51 年から開始している制度である。従前は、県が直接事業者に対して貸付ける直貸方式であったが、平成 20 年より全ての貸付を転貸方式に移行しており、指定金融機関が事業者に対して貸付けを実行している。

（参考：現在の事業者が資金を借りるまでの流れ）

事業者が資金を借りる場合の申請から借受までの流れ

山梨県でご利用の場合、県内の下記指定金融機関から貸付を受けて頂くことになります。



【農林漁業信用基金の債務保証が受けられる方のみ、貸付の対象になります】

- ① 申請者は、貸付資格認定申請書を最寄りの林務環境事務所へ提出します。
- ② 山梨県で申請書を審査し、問題がなければ貸付資格の認定をします。
（制度目的に適合しているかの認定であり、貸付の決定ではありません。）
- ③ 申請者は貸付資格認定書の写しを持って、指定金融機関へ借入の申込みを行います。
- ④ 指定金融機関では農林漁業信用基金へ申請者の債務保証について協議し、債務保証を受けます。
- ⑤ 山梨県から指定金融機関へ資金が交付されます。
- ⑥ 申請者は指定金融機関から資金を借り受けます。

（出典：山梨県 HP 林業・木材産業改善資金リーフレットから抜粋）

【目的・根拠法令等】

（目的）

生産効率の良い林業機械の購入などの設備投資に対して、円滑な資金の融通を行うことにより、県内林業及び木材産業の健全な発展を図ることを目的としている。

（必要性）

県土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止など、森林は県民生活を守る上で多面的な機能を発揮しており、林業・木材産業等の事業者はその機能を維持するという大きな役割を担っている。

しかしながら、林業・木材産業等の事業体の経営基盤は総じて小規模かつ脆弱な状態にあるため、効率的な施設・設備の導入に対して円滑な資金融通を行う必要がある。

(根拠法令等)

- ・林業・木材産業改善資金助成法
- ・山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則 等

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：71,000千円

決算額：10,000千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、貸付対象者に貸付を行うことで、林業事業体が高性能林業機械の導入や、新たな林業資産販売事業等を行い、経営基盤を強化し、もって雇用の安定・林業事業の活性化を図ることが目標となる。

(出典：細事業説明書から抜粋・加筆)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No.51. 【意見事項】林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について

現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるため更なる対応を実施することを要望する。

(現状)

従前行われていた、直貸方式(県が直接事業者に対して貸付ける方式)で実行した林業・木材産業改善資金貸付金には現在滞納しているものが3件ある。滞納している貸付金であっても、ほとんどの貸付金は返済の目途が立つペースで回収されているが、1件のみ、貸付の未回収残高が比較的多額に残っており、返済ペースもごく少額で客観的に見て返済の目途が立っていないと考えられる貸付金がある。この貸付金についての状況は以下のとおりである。

- ・貸付先は株式会社である法人(以下、貸付先の株式会社を「A社」と表記する)。
- ・連帯保証人はいない。
- ・少額であるが定期的な返済は行われている。
- ・貸付の未回収残高は1,000万円を超えている(滞納違約金除く)。
- ・令和元年度～令和4年度の返済金額が今後も続くと仮定すると完済までは100年を超える期間を要することとなる。

この貸付金の回収において、県の担当者は、A社に対し毎月の入金状況の確認や毎年度の財政状態を把握するための資料(決算書等)の入手及びその内容の確認などは毎年度実施している。また、決算書等を用いて財政状態の検討を行っているが、現時点において、A社が滞納している貸付金の返済を行うための十分な資力があるとは言えない状況である。

(問題点及び改善策)

現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるため更なる対応を実施することを要望する。

例えば、債務者であるA社の毎年度の財政状態を把握するための資料(決算書等)に加えて、現状及び将来の資金繰り表(予算表)や将来事業計画の提供による返済(返済見込)額の確認等を行うなど、返済額増額の余地の有無について、追加確認を行うなどが考えられる。

また、契約上貸付先はA社であり、代表者は連帯保証人にもなっていないことから、代表者に対する、資力調査のための資料提出や貸付金返済の協力は、あくまで任意での協力対応とならざるを得ないが、回収が見込めない状況が続くものと認められるのであれば、貸付金の回収可能性を少しでも上げるためにも別経路での回収実績の向上を模索すべきものと思料する。

上記施策を検討・実施しても、回収可能性の向上が見込まれない場合、今後の事業の状況にもよるが、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）の適用も検討するよう要望する。

3.2.48. 木材産業等高度化推進資金貸付金

【事業の概要】

木材の生産又は流通を担う事業者がその事業の合理化を推進するのに必要な資金を、低利で円滑に融通することにより、県内木材産業の健全な発展を図るための貸付金である。

（出典：細事業説明書から抜粋・加筆）

貸付対象者	森林組合、森林組合連合会、森林所有者、素材生産業者、製材業者等
資金の種類	・素材生産等促進資金 ・新規需要創出資金 ・木材高度加工資金 ・林業経営高度化推進資金 ・伐採・造林一貫作業推進資金 ・木材安定供給資金
貸付限度額	資金の種類によって定められている 50,000千円～300,000千円（特認150,000千円～500,000千円）
金利	資金の種類によって定められている 1.35～1.75% ※債務保証(80%以上)がある場合は-0.4%
償還期間	短期運転資金は1年以内、長期運転資金は5年以内

（出典：山梨県HP 木材産業等高度化推進資金のページから抜粋）

【目的・根拠法令等】

（目的）

木材の生産又は流通を担う事業者が、その事業の合理化を推進するのに必要な資金を、低利で円滑に融通することにより、県内木材産業の健全な発展を図る。

（必要性）

本格的な利用期を迎えた人工林資源の有効活用による林業の成長産業化を実現するため、木材供給が円滑に実施される体制を構築する必要がある。

（根拠法令等）

- ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
- ・木材の安定供給の確保に関する特別措置法

・山梨県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱 等

また、森林のもつ多面的な機能を維持していくためには、林業のみならず木材産業の健全な発展が欠かせないため、木材産業事業体の経営の合理化・高度化を推進する本資金制度は必要である。

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【令和5年度 予算/決算執行状況】

予算現額：11,500千円

決算額：11,500千円

【具体的な目標】

上記の目的に基づき、木材産業関係事業体に対して運転資金を円滑に融通することにより、当事業体の経営の合理化・高度化が推進され、県内木材産業の健全な発展及び木材の円滑な供給体制の構築が図られる効果を見込んでいる。

(出典：担当者提出資料から抜粋・加筆)

【実施した監査手続】

- ・担当者への質問
- ・各種資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

特記すべき事項なし。

3.3. 出資法人の監査

3.3.1. 株式会社 清里の森管理公社

【出資法人の概要等】

・所在地

北杜市高根町清里 3545-1

・出資者

	出資者名	出資額(千円)	出資比率
1	山梨県	4,500	45%
2	念場ヶ原山保護財産区	3,000	30%
3	株清里の森管理公社	2,500	25%
		10,000	100%

・設立

昭和60年4月

・ 財政状態及び経営成績

貸借対照表
令和6年3月31日現在

科目	当年度	前年度	増減
(単位:円)			
I 資産の部			
現金及び預金	27,370,508	18,143,003	9,227,505
売掛金	11,130	154,377	△ 143,247
商品	201,860	293,174	△ 91,314
貯蔵品	117,137	211,861	△ 94,724
未収入金	8,494,939	10,115,827	△ 1,620,888
仮払金	0	380	△ 380
前払費用	676,962	1,008,140	△ 331,178
貸倒引当金	△ 43,113	△ 54,703	11,590
【流動資産】	36,829,423	29,872,059	6,957,364
建物	414,358	485,322	△ 70,964
建物付属設備	435,010	513,287	△ 78,277
構築物	1	1	0
美術品	700,000	700,000	0
車両運搬具	387,113	80,023	307,090
工具器具備品	1,447,182	1,831,114	△ 383,932
その他の有形固定資産	311,000	222,000	89,000
(有形固定資産)	(3,694,664)	(3,831,747)	(△ 137,083)
電話加入権	218,400	218,400	0
ソフトウェア	176,017	0	176,017
(無形固定資産)	(394,417)	(218,400)	(176,017)
長期前払費用	38,772	193,860	△ 155,088
保証金	620,000	620,000	0
退職給付引当預金	0	0	0
長期定期預金	6,001,376	6,001,342	34
長期未収入金	8,343,888	8,178,150	165,738
リサイクル預託金	35,870	25,370	10,500
貸倒引当金	△ 1,672,546	△ 1,671,650	△ 996
(投資その他の資産)	(13,367,361)	(13,347,172)	(20,189)
【固定資産】	17,456,442	17,397,319	59,123
資産の部計	54,285,865	47,269,378	7,016,487
II 負債の部			
未払金	1,714,899	1,364,832	350,067
クレカ未払金	295,554	0	295,554
未払費用	992,127	807,394	184,733
前受収益	2,374,954	2,596,882	△ 221,928
仮受金	14,653,878	198,965	14,454,913
従業員預り金	1,052,280	701,949	350,331
未払消費税	2,041,300	1,426,300	615,000
未払法人税等	71,000	71,000	0
賞与引当金	2,688,000	2,300,000	388,000
【流動負債】	25,883,992	9,467,322	16,416,670
退職給付引当金	7,560,870	16,683,660	△ 9,122,790
預り敷金	5,865,000	6,600,000	△ 735,000
【固定負債】	13,425,870	23,283,660	△ 9,857,790
負債の部計	39,309,862	32,750,982	6,558,880
III 純資産の部			
【株主資本】	14,976,003	14,518,396	457,607
(資本金)	10,000,000	10,000,000	0
(利益剰余金)	7,476,003	7,018,396	457,607
(その他利益剰余金)	(7,476,003)	(7,018,396)	(457,607)
別途積立金	6,000,000	6,000,000	0
繰越利益剰余金	1,476,003	1,018,396	457,607
(うち当期利益)	(457,607)	(△2,624,124)	(3,081,731)
[自己株式]	△ 2,500,000	△ 2,500,000	0
純資産の部計	14,976,003	14,518,396	457,607
負債及び純資産の部計	54,285,865	47,269,378	7,016,487

損益計算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
(単位:円)			
テニス収入	1,789,517	1,674,955	114,562
パークゴルフ収入	2,218,319	2,200,600	17,719
売店売上	973,450	2,943,940	△ 1,970,390
工房収入	1,198,298	856,307	341,991
営業収入その他	4,741,315	4,382,185	359,130
共益費収入	44,942,335	44,974,024	△ 31,689
テナント関係収入	11,185,985	11,449,266	△ 263,281
別荘関係収入	34,884,528	36,618,113	△ 1,733,585
【売上高】	101,933,747	105,099,290	△ 3,165,543
期首棚卸高	293,174	409,877	△ 116,703
仕入高	974,568	2,159,943	△ 1,185,375
合計	1,267,742	2,569,820	△ 1,302,078
期末棚卸高	201,860	293,174	△ 91,314
【売上原価】	1,065,882	2,276,646	△ 1,210,764
売上総利益	100,867,865	102,822,644	△ 1,954,779
給料手当	47,118,072	47,870,884	△ 752,812
法定福利費	7,825,186	7,781,394	43,792
福利厚生費	438,238	271,251	166,987
退職給付費用	782,470	614,190	168,280
賞与引当金繰入	5,560,634	△ 832,000	6,392,634
賞与引当金戻入	△ 5,172,634	0	△ 5,172,634
退職共済掛金	1,068,000	1,740,000	△ 672,000
広告宣伝費	626,401	1,049,856	△ 423,455
支払手数料	11,105,891	12,298,024	△ 1,192,133
寄付金	30,000	20,000	10,000
イベント費	1,709,407	2,216,839	△ 507,432
研修費	199,729	6,000	193,729
管理諸費	5,418,379	6,585,646	△ 1,167,267
貸倒引当金繰入	43,113	54,703	△ 11,590
諸会費	473,650	430,650	43,000
接待交際費	7,182	47,329	△ 40,147
旅費交通費	1,571,664	1,267,264	304,400
通信費	739,922	768,740	△ 28,818
事務消耗品費	271,881	252,589	19,292
消耗品費	1,127,376	1,198,204	△ 70,828
租税公課	239,600	272,600	△ 33,000
減価償却費	1,418,710	900,790	517,920
地代・家賃	5,680,409	5,264,507	415,902
修繕費	673,537	140,430	533,107
水道光熱費	5,296,954	10,520,093	△ 5,223,139
保険料	903,320	712,600	190,720
保守料	787,800	746,800	41,000
車両関係費	1,483,341	1,138,384	344,957
リース料	2,104,914	3,367,746	△ 1,262,832
会議費	61,835	10,600	51,235
印刷費	263,510	261,113	△ 2,397
新聞図書費	125,009	113,928	11,081
委託料	697,395	488,092	209,303
雑費	6,609	55,110	△ 48,501
【販売費及び一般管理費】	100,677,504	107,634,356	△ 6,956,852
営業利益	190,361	△ 4,811,712	5,002,073
受取利息	546	621	△ 75
雑収入	599,231	2,221,685	△ 1,622,654
【営業外収益】	599,777	2,222,506	△ 1,622,729
雑損失	39,147	22,444	16,703
【営業外費用】	39,147	22,444	16,703
経常利益	760,991	△ 2,611,650	3,382,641
貸倒引当金戻入	1,726,253	1,730,169	△ 3,916
【特別利益】	1,726,253	1,730,169	△ 3,916
特別損失	0	0	0
固定資産除却損	41,547	6	41,541
貸倒引当金繰入	1,672,545	1,671,550	995
前期損益修正損	234,465	0	234,465
【特別損失】	1,948,557	1,671,556	277,001
税引前当期純利益	528,687	△ 2,553,037	3,081,724
法人税等及事業税	71,080	71,087	△ 7
当期純利益	457,607	△ 2,624,124	3,081,731

山梨県の出資法人である「柗清里の森管理公社」（以下「公社」とする。）は、山梨県が県有林高度活用事業のひとつとして設置した保健休養施設「清里の森」について、県との管理運営委託契約及び別荘借地人との一般管理契約等に基づき、別荘地区、センター施設地区を合わせた清里の森全体の管理運営にかかる業務を実施している。具体的には下記のとおり施設の維持管理及び運営を実施している。

1. 別荘地管理運営等業務

別荘地内の道路及び付帯施設等の維持管理、道路・歩道の除雪、ごみの処理、防犯等のための巡回パトロール、緑地管理等

2. 収益施設管理運営等業務

テニスコート、パークゴルフ場、ディスクゴルフ場、売店及び食堂の管理運営、テナント賃貸、別荘入居者への個別サービス、別荘仲介業務等

3. 文化振興施設管理運営等業務

森の音楽堂、森の工房等文化振興施設の管理運営、センター施設地区内の道路及び付帯施設等の維持管理、道路・歩道の除雪、芝生広場などの緑地管理等

分譲開始より別荘地運営について独立採算制を確立するために株式会社という形で公社を設立し、県が直接管理委託をするスキームにしたものと考えられる。なお他の公園のような公共施設に多く見られる指定管理制度は、分譲開始当時は存在していなかった。

【実施した監査手続】

所管する県の林政部県有林課及び柗清里の森管理公社より法人の概要をヒアリングし、現地に往査して視察を行い業務の実施状況を確認する他、関連する書類の閲覧や質問を行った。

【指摘事項又は意見事項】

No.52. 【意見事項】経済情勢等に基づく共益費の見直しについて

共益費は経済情勢等に応じて定期的に見直すべきである。

（現状）

公社が別荘借地人から受け取る共益費は、昭和 60 年代の分譲当初より、全ての借地人との契約において 1 ㎡当たり 45 円／年が据え置きとなっている。共益費は共用部分の管理コストであるから、物価水準の変動や近隣別荘地等の実情も踏まえ、現状に即した価格に改変するべき性質のものと思われる。

（問題点及び改善策）

少なくとも借地人との契約においても見直しをする旨を織り込むべきであると考える。撤退リスクも踏まえ慎重な判断は必要であるが、厳しい経営状況が続く現状において、一営利企業としてはコストを回収できるための価格設定で交渉を続けていくことが経済合理性のある行動である。

No.53. 【意見事項】取締役会の承認決議について

公社において、山梨県との重要な取引については取締役会の承認を経ることが望ましい。

（現状）

公社の代表取締役は非常勤であり県の林政部の職員が兼任している。このため県との受託業務契約等の重要な取引は、公社に不利な条件となるリスクをはらんでいる。令和 3 年度に締結した今後 3 年間の管理契約は受託手数料が 0 円の契約であるが、取締役会における決議がされていない。

（問題点及び改善策）

特に公社は山梨県以外に外部の出資者がいる株式会社である以上、会社への損害を防止するため、取締役会の決議を経た方が望ましいと考える。

No.54. 【意見事項】貸倒引当金の計上について

未収の共益費債権の貸倒引当金について、債権の回収可能性を検討した上で会計基準に従い、より実態に即した会計処理をすることが望ましい。

(現状)

滞留のある共益費債権については、督促により連絡が付く債務者と長期滞留による強制退去に至っている債務者を分類し、前者には税務上の繰入率(6/1000)を適用し、後者は債権額の50%を引当計上している。前者の中には、共益費債権が5年近く滞留している先も複数ある。

(問題点及び改善策)

長期滞留債権については、金融商品会計基準における「貸倒懸念債権」の「債務の弁済がおおむね1年以上延滞している」(金融商品会計基準27項(2)、金融商品実務指針112項)に該当するものと思われる。

貸倒懸念債権は債務者の支払能力を総合的に判断することになる。一般事業会社では簡便的に50%を引き当てるのが実務上の処理とされるが、いずれにしても税務上の繰入率で一般債権と同様の処理とするのは引当が過少である。

また後者の債務者は、県が滞納土地使用料や建物収去費用について債務名義を取り執行手続中であり、県の回収状況を判断する限り、共益費債権の回収可能額は限りなく0に近いものと考えられる。現状は貸倒懸念債権として50%引当評価としているが、債権の回収可能性を踏まえたより保守的な処理が会計理論上より適切と考える。

No.55. 【意見事項】役員報酬と給与手当の別段表記について

外部に公表している決算書上、役員報酬は従業員の給与手当と別段表記すべきものとする。

(現状)

会社は令和5年度の出資法人経営評価結果の公表資料における決算資料(損益計算書)において、役員報酬を給与手当に含めて表示している。なお同公表資料においては役員報酬と給与手当をそれぞれの科目で別段表記している法人が大半である。

(問題点及び改善策)

中小企業庁公表の「中小企業要領」における販売費及び一般管理費の明細の様式でも、役員報酬は別段表記されている。役員報酬は委任契約に基づくもので雇用契約に基づく従業員給与とは異なる性質のものである。

県出資法人である以上、県民に対してマネジメントに関する負担を積極的に開示する観点でも、両者を別段表記することが望ましいと考える。

No.56. 【意見事項】支配比率に基づくカテゴリーについて

出資法人経営評価において、自己株式の割合を排除した支配比率により法人のカテゴリー分けをすることが望ましい。

(現状)

会社の発行済株式200株のうち県の所有株式は90株であり、その比率は45%(90株/200株)である。また発行済株式のうち50株は、平成17年に買い戻しを行った自己株式である。自己株式は出資の払い戻しであるため、県の実質的な出資比率は60%(90株/150株)となる。

(問題点及び対応策)

山梨県のウェブサイト上で公表される令和5年度出資法人経営評価結果の概要において、会社は出資比率「25~50%未満」のカテゴリーに含まれているが、上記のとおりここでの出資比率は県の影響力を示すものであるから、県の実質的な支配比率で判定し、「50%以上」のカテゴリーとするべきものとする。

3.3.2. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

【出資法人の概要等】

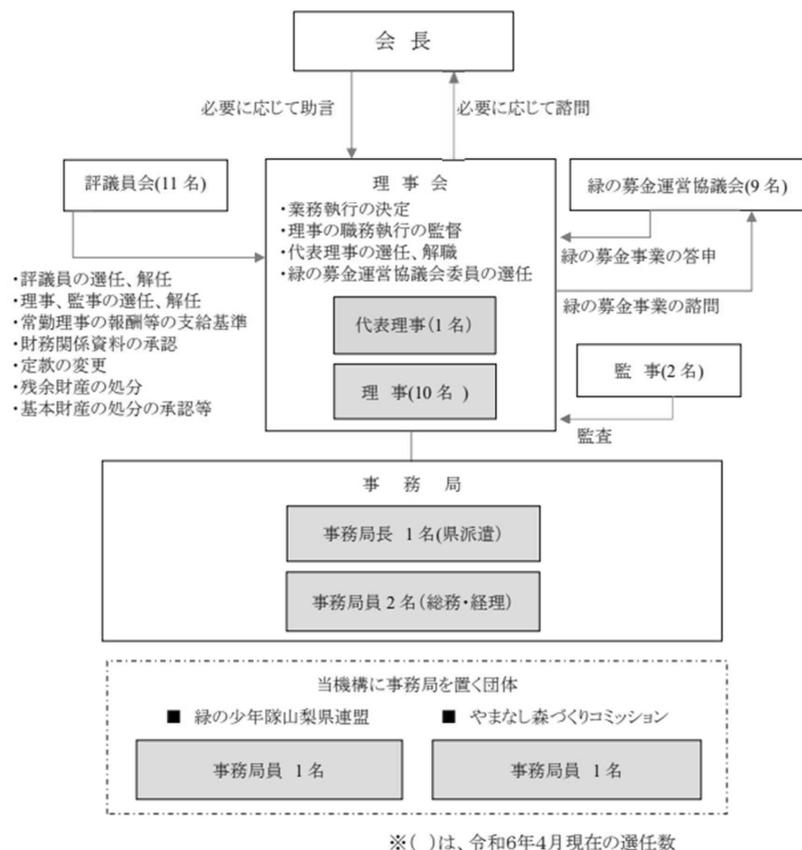
(1) 出資法人の概要

法人名	公益財団法人山梨県緑化推進機構 (以下「緑化推進機構」という。)		
所在地	山梨県甲府市丸の内 1-5-4		
設立年月日	平成2年1月31日	代表者	代表理事 鷹野裕司
出捐金	400,006千円	県出捐額	300,000千円
主な出捐者	出捐順位	出捐団体名等	出捐額
	1	山梨県	300,000千円
	2	山梨県町村会	55,457千円
	3	甲府市	19,975千円
		その他	24,574千円
出捐比率	75%		
	14%		
	5%		
	6%		
設立目的	緑化推進機構は、緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項に規定する緑の募金（以下「緑の募金」という。）を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与することを目的とする。		
設立の経緯	平成2年1月31日（財）山梨県みどりの基金として設立。 平成7年6月1日 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の施行に伴い「(財)山梨県緑化推進機構」に改称。 平成23年1月4日 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、公益財団法人に移行。		
事業内容	緑化推進機構は、上記の設立目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 緑化活動の普及啓発に関する事業 (2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業		

	(3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業 (4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業 (5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業																																														
基本財産 (令和6年3月31日時点)	投資有価証券 1,084,148千円 普通預金 1,097千円 計 1,085,246千円 <内訳> (単位：千円)																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第4回 東京電力パワーグリッド社債</td><td>100,109</td></tr> <tr><td>第6回 東京電力パワーグリッド社債</td><td>20,120</td></tr> <tr><td>第120回 利付国債</td><td>99,807</td></tr> <tr><td>第120回 利付国債</td><td>10,187</td></tr> <tr><td>第129回 利付国債</td><td>99,944</td></tr> <tr><td>第164回 日本高速道路機構債</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>第139回 利付国債</td><td>29,893</td></tr> <tr><td>第95回 日本高速道路機構債</td><td>99,890</td></tr> <tr><td>第174回 日本高速道路機構債</td><td>99,907</td></tr> <tr><td>第9回 利付国債</td><td>99,526</td></tr> <tr><td>第148回 利付国債</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>第150回 利付国債</td><td>10,033</td></tr> <tr><td>第27-5回 京都府債20年</td><td>100,375</td></tr> <tr><td>ソフトバンクグループ無担保社債</td><td>5,016</td></tr> <tr><td>ノムラグローバルファイナンス仕組債</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>第40回 東京電力パワーグリッド社債</td><td>94,489</td></tr> <tr><td>第25回 みずほフィナンシャルグループ劣後社債</td><td>4,845</td></tr> <tr><td>投資有価証券 計</td><td>1,084,148</td></tr> <tr> <th>銀行名</th> <th>金額</th> </tr> <tr><td>㈱山梨中央銀行 県庁支店</td><td>1,097</td></tr> <tr><td>普通預金 計</td><td>1,097</td></tr> <tr><td>基本財産 計</td><td>1,085,246</td></tr> </tbody> </table>	銘柄	金額	第4回 東京電力パワーグリッド社債	100,109	第6回 東京電力パワーグリッド社債	20,120	第120回 利付国債	99,807	第120回 利付国債	10,187	第129回 利付国債	99,944	第164回 日本高速道路機構債	100,000	第139回 利付国債	29,893	第95回 日本高速道路機構債	99,890	第174回 日本高速道路機構債	99,907	第9回 利付国債	99,526	第148回 利付国債	10,000	第150回 利付国債	10,033	第27-5回 京都府債20年	100,375	ソフトバンクグループ無担保社債	5,016	ノムラグローバルファイナンス仕組債	100,000	第40回 東京電力パワーグリッド社債	94,489	第25回 みずほフィナンシャルグループ劣後社債	4,845	投資有価証券 計	1,084,148	銀行名	金額	㈱山梨中央銀行 県庁支店	1,097	普通預金 計	1,097	基本財産 計	1,085,246
銘柄	金額																																														
第4回 東京電力パワーグリッド社債	100,109																																														
第6回 東京電力パワーグリッド社債	20,120																																														
第120回 利付国債	99,807																																														
第120回 利付国債	10,187																																														
第129回 利付国債	99,944																																														
第164回 日本高速道路機構債	100,000																																														
第139回 利付国債	29,893																																														
第95回 日本高速道路機構債	99,890																																														
第174回 日本高速道路機構債	99,907																																														
第9回 利付国債	99,526																																														
第148回 利付国債	10,000																																														
第150回 利付国債	10,033																																														
第27-5回 京都府債20年	100,375																																														
ソフトバンクグループ無担保社債	5,016																																														
ノムラグローバルファイナンス仕組債	100,000																																														
第40回 東京電力パワーグリッド社債	94,489																																														
第25回 みずほフィナンシャルグループ劣後社債	4,845																																														
投資有価証券 計	1,084,148																																														
銀行名	金額																																														
㈱山梨中央銀行 県庁支店	1,097																																														
普通預金 計	1,097																																														
基本財産 計	1,085,246																																														
	(出典：令和5年度緑化推進機構事業報告書)																																														

(2) 出資法人の組織の状況

① 組織図



② 役員等の状況

各年度4月1日現在 (単位：人)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	1		1	1		1		1	
	非常勤	10	1	2	10	1	2	10	1	
監事	常勤	0			0			0		
	非常勤	2	1		2	1		2	1	
評議員	常勤	0			0			0		
	非常勤	11	1	2	10	1	2	11	1	

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸借対照表	流動資産	50,632	54,506	53,734
	固定資産	1,098,868	1,098,687	1,099,820
	(うち基本財産)	1,085,302	1,085,087	1,085,246
	資産合計	1,149,500	1,153,194	1,153,555
	流動負債	2,586	1,159	1,016
	固定負債	-	-	1,080
	負債合計	2,586	1,159	2,096
	指定正味財産	1,083,815	1,083,815	1,084,041
	一般正味財産	63,098	68,220	67,416
	正味財産合計	1,146,913	1,152,035	1,151,458
負債及び正味財産合計	1,149,500	1,153,194	1,153,555	

(出典：各年度の緑化推進機構事業報告書)

(単位：千円)

	科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	-	-	-
	経常収益	70,150	74,697	69,938
	経常費用	68,179	69,575	70,742
	当期経常増減額	1,971	5,121	△ 803
	経常外収益	-	-	-
	経常外費用	-	-	-
	当期経常外増減額	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	1,971	5,121	△ 803
	一般正味財産期首残高	61,127	63,098	68,220
	一般正味財産期末残高	63,098	68,220	67,416
	指定正味財産増減の部	-	-	-
	基本財産評価損益等	-	-	226
	基本財産運用益	-	-	0
	一般正味財産への振替額	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	226	
指定正味財産期首残高	1,083,815	1,083,815	1,083,815	
指定正味財産期末残高	1,083,815	1,083,815	1,084,041	

(出典：各年度の緑化推進機構事業報告書)

【実施した監査手続】

- ・ 関連資料の入手・閲覧
- ・ 担当者への質問の実施
- ・ 残高証明書等との突合

【指摘事項又は意見事項】

No.57. 【意見事項】固定資産の管理について

固定資産に関して、個別に管理規程等を整備し、年度末に実施している実査については、実施したことの証跡を残し、遊休化しているものがあつた場合には、適宜、廃棄処分する必要があるものと考えられる。

(現状)

固定資産に関しては、「公益財団法人山梨県緑化推進機構会計処理規程」の第6章に固定資産の範囲、取得価額、固定資産台帳、減価償却に関する記載はあるものの、基本財産、特定財産以外の固定財産については個別の管理規程等はなく、年度末において固定資産の実査は行ってはいるが、その証跡は残していないとのことであつた。

また、固定資産台帳は、市販のパッケージソフトを使用して作成している。当該固定資産台帳をもとに固定資産の実査を行ったところ、1件の遊休資産(ノートパソコン)があることを確認した。

(問題点及び改善策)

基本財産、特定資産以外の「その他固定資産」については、金額も3,493千円(令和5年度末)、件数も約20件程度と、重要性は乏しいと思われるが、個別に管理規程等を整備し、それに基づき、年度末に固定資産の実査を実施し、実査の結果を固定資産台帳に残し、実査の結果、遊休資産等があつた場合は適宜、廃棄処分を行う等の対処が必要になると考えられる。

V. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

